ネットde記帳
令和2年分申告対応について

令和3年1月5日

目次

１.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）…… 2
1-1.改正内容・様式変更 …… 2
1-2.個人決算書 …… 17
⑴画面変更点 …… 17
⑵画面イメージ …… 18
⑶帳票イメージ …… 25
1-3.所得税申告書 …… 31
⑴画面変更点 …… 31
⑵画面イメージ …… 34
⑶帳票イメージ …… 54
1-4.電子申告 …… 57

２.令和2年分税制改正対応版適用後の操作について…… 58

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-1.改正内容・様式変更

令和2年所得税改正として、『ネットde記帳』で対応する改正内容および様式変更は以下のとおりです。

区分	改正内容	
改正内容	1. ひとり親控除の創設	
	2. 寡婦控除の見直し	
	3. 給与所得控除の引き下げ	
	4. 公的年金等控除の引き下げ	
	5. 基礎控除の変更	
	6. 扶養親族等の範囲の見直し	
	7. 配偶者特別控除の見直し	
	8. 青色申告特別控除額の引き下げ	
	9. 所得金額調整控除の創設	
様式変更	1. 個人決算書	青色申告決算書(一般用)／青色申告決算書(農業所得用)／青色申告決算書(不動産所得用)
		収支内訳書(一般用)／収支内訳書(農業所得用)／収支内訳書(不動産所得用)
	2. 所得税申告書	確定申告書Ｂ 第一表／確定申告書Ｂ 第二表
		申告書（損失申告用）第四表（一）／申告書（損失申告用）第四表（二）
		申告書（損失申告用）第四表付表（一）／申告書（損失申告用）第四表付表（二）

１.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-1.改正内容・様式変更

【改正内容】

1．ひとり親控除の創設（令和2年度の改正事項で、令和2年分以後の所得税について適用）

(1) 居住者がひとり親（以下要件を満たすもの）に該当する場合には、ひとり親控除として、その者のその年分の総所得金額等から35万円を控除する。

<u>＜ひとり親の要件＞</u>

イ その者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除き、その年分の総所得金額等の合計額が48万以下のものに限る。）を有すること。

ロ 合計所得金額が500万円以下であること。

ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。

2．寡婦控除の見直し（令和2年度の改正事項で、令和2年分以後の所得税について適用）

(1) 従来の寡婦（寡夫）控除を上記１のひとり親に該当しない寡婦に係る寡婦控除に改組されるとともに寡婦控除の特例が廃止されました。

①扶養親族を有する寡婦についても、上記１(1)ロの条件が追加されました。

②上記１(1)ハの条件が追加されました。

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-1.改正内容・様式変更

【改正内容】

3. 給与所得控除の引き下げ（平成30年度の改正事項で、令和2年分の所得税から適用）

(1) 給与所得控除を一律10万円引き下げ、その上限額が適用される給与等の収入金額が850万円（改正前：1000万円）とされるとともに、その上限額を195万円（改正前：220万円）に引き下げることとされました。

給与等の収入金額（A）		給与所得控除額	
		改正前	改正後
	1,625,000円以下	650,000円	550,000円
1,625,000円超	1,800,000円以下	A×40%	A×40%-100,000円
1,800,000円超	3,600,000円以下	A×30%＋180,000円	A×30%＋80,000円
3,600,000円超	6,600,000円以下	A×20%＋540,000円	A×20%＋440,000円
6,600,000円超	8,500,000円以下	A×10%＋1,200,000円	A×10%＋1,100,000円
8,500,000円超	10,000,000円以下		1,950,000円
10,000,000円超		2,200,000円	

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-1.改正内容・様式変更

【改正内容】

4．公的年金等控除の引き下げ（平成30年度の改正事項で、令和2年分の所得税から適用）　（1／2）

(1) 公的年金等控除額を一律10万円（公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が、1,000万円を超え2,000万円以下である場合は20万円、2,000万円を超える場合は30万円）引き下げることとされ、公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額について、上限を設けることとされました。

①65歳未満の場合

公的年金等の収入金額（A）		公的年金等控除額			
		改正前	改正後		
			公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
			1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
	1,300,000円以下	700,000円	600,000円	500,000円	400,000円
1,300,000円超	4,100,000円以下	A×25% ＋375,000円	A×25% ＋275,000円	A×25% ＋175,000円	A×25% ＋75,000円
4,100,000円超	7,700,000円以下	A×15% ＋785,000円	A×15% ＋685,000円	A×15% ＋585,000円	A×15% ＋485,000円
7,700,000円超	10,000,000円以下	A×5% ＋1,555,000円	A×5% ＋1,455,000円	A×5% ＋1,355,000円	A×5% ＋1,255,000円
10,000,000円超			1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-1.改正内容・様式変更

【改正内容】

4．公的年金等控除の引き下げ（平成30年度の改正事項で、令和2年分の所得税から適用）　（2／2）

②65歳以上の場合

公的年金等の収入金額（A）		公的年金等控除額			
		改正前	改正後		
			公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
			1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
	3,300,000円以下	1,200,000円	1,100,000円	1,000,000円	900,000円
3,300,000円超	4,100,000円以下	A×25% ＋375,000円	A×25% ＋275,000円	A×25% ＋175,000円	A×25% ＋75,000円
4,100,000円超	7,700,000円以下	A×15% ＋785,000円	A×15% ＋685,000円	A×15% ＋585,000円	A×15% ＋485,000円
7,700,000円超	10,000,000円以下	A×5% ＋1,555,000円	A×5% ＋1,455,000円	A×5% ＋1,355,000円	A×5% ＋1,255,000円
10,000,000円超			1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-1.改正内容・様式変更

【改正内容】

5．基礎控除の変更（平成30年度の改正事項で、令和2年分の所得税から適用）

(1) 基礎控除額を一律10万円引き上げるとともに、合計所得金額が2,400万円を超える個人については、その合計所得金額に応じて控除額を逓減し、合計所得金額が2,500万円を超える個人については、基礎控除の適用はできないこととされました。

個人の合計所得金額		基礎控除額	
		改正前	改正後
	24,000,000円以下	380,000円 （所得制限なし）	480,000円
24,000,000円超	24,500,000円以下		320,000円
24,500,000円超	25,000,000円以下		160,000円
25,000,000円超			0円

6．扶養親族等の範囲の見直し（平成30年度の改正事項で、令和2年分の所得税から適用）

扶養親族等の範囲について、以下の改正が行われました。

(1) 勤労学生の合計所得金額要件を75万円以下（改正前：65万円以下）に引き上げる。
(2) 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を48万円以下（改正前：38万円以下）に引き上げる。
(3) 源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件を95万円以下（改正前：85万円以下）に引き上げる。

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-1.改正内容・様式変更

【改正内容】

7. 配偶者特別控除の見直し（平成30年度の改正事項で、令和2年分の所得税から適用）

(1) 対象となる配偶者の合計所得金額要件を48万円超133万円以下（改正前：38万円超123万円以下）とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分を、それぞれ10万円引き上げることとされました。

	配偶者の合計所得金額		配偶者（特別）控除額 申告者の合計所得金額		
	改正前	改正後	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	～38万円以下（70歳以上）	～48万円以下（70歳以上）	48万円	32万円	16万円
配偶者控除	～38万円以下（70歳未満）	～48万円以下（70歳未満）	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	38万円超 ～ 85万円以下	48万円超 ～ 95万円以下	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	85万円超 ～ 90万円以下	95万円超 ～ 100万円以下	36万円	24万円	12万円
配偶者特別控除	90万円超 ～ 95万円以下	100万円超 ～ 105万円以下	31万円	21万円	11万円
配偶者特別控除	95万円超 ～ 100万円以下	105万円超 ～ 110万円以下	26万円	18万円	9万円
配偶者特別控除	100万円超 ～ 105万円以下	110万円超 ～ 115万円以下	21万円	14万円	7万円
配偶者特別控除	105万円超 ～ 110万円以下	115万円超 ～ 120万円以下	16万円	11万円	6万円
配偶者特別控除	110万円超 ～ 115万円以下	120万円超 ～ 125万円以下	11万円	8万円	4万円
配偶者特別控除	115万円超 ～ 120万円以下	125万円超 ～ 130万円以下	6万円	4万円	2万円
配偶者特別控除	120万円超 ～ 123万円以下	130万円超 ～ 133万円以下	3万円	2万円	1万円

１.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-1.改正内容・様式変更

【改正内容】

8. 青色申告特別控除額の引き下げ（平成30年度の改正事項で、令和2年分の所得税から適用）

(1) 取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額を55万円（改正前：65万円）に引き下げる一方、取引を正規の簿記の原則に従って記録している者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額を65万円とすることとされました。

①その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより「電磁的記録の備付け及び保存」又は「電磁的記録の備付け及びその電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」を行っていること。

②その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織（e-Tax）を使用して行うこと。

9. 所得金額調整控除の創設（平成30年度の改正事項で、令和2年分の所得税から適用）

(1) その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢23歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものの総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額（その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の10%相当額を、給与所得の金額から控除する。

(2) その年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超えるものの総所得金額を計算する場合には、給与所得控除後の給与等の金額（10万円を限度）及び公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を限度）の合計額から10万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除する。

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-1.改正内容・様式変更

【様式変更】（令和2年7月27日 国税庁HPの公開様式より）

1．個人決算書（1／4）

(*1) 青色申告決算書／収支内訳書の頁

帳票名	頁 (*1)	主な様式変更内容
青色申告決算書（一般用）	1	・様式番号を「FA3000」に変更 ・使用対象年分を「（令和二年分以降用）」に変更 ・左上部に注記を追加 ・整理番号欄にタイトル「整理番号」を追加 ・損益計算書の「青色申告特別控除額㊹」の100万円以上の桁位置に網掛け追加
	2	・様式番号を「FA3025」に変更 ・使用対象年分を「（令和二年分以降用）」に変更 ・整理番号欄にタイトル「整理番号」を追加 ・「〇青色申告特別控除額の計算」欄の⑧⑨の項目タイトルに「又は55万円」の文言を追加
	3	・様式番号「FA3050」を追加 ・左上部、右上部、左下部の3箇所にOCR用の■マークを追加 ・使用対象年分を「（令和二年分以降用）」に変更 ・整理番号欄を追加 ・氏名、フリガナ欄を追加　　《国税モノクロのみ》
	4	・様式番号「FA3075」の追加 ・左上部、右上部、左下部の3箇所にOCR用の■マークを追加 ・使用対象年分を「（令和二年分以降用）」に変更 ・整理番号欄追加 ・左側注記に「又は55万円」の文言を追加 ・氏名、フリガナ欄を追加　　《国税モノクロのみ》

１.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-1.改正内容・様式変更

１．個人決算書（２／４）

(*1) 青色申告決算書／収支内訳書の頁

帳票名	頁 (*1)	主な様式変更内容
青色申告決算書（農業所得用）	1	・様式番号を「FA3100」に変更 ・使用対象年分を「（令和二年分以降用）」に変更 ・左上部に注記を追加 ・整理番号欄にタイトル「整理番号」を追加 ・損益計算書の「青色申告特別控除額㊻」の100万円以上の桁位置に網掛け追加
	2	・様式番号を「FA3125」に変更 ・使用対象年分を「（令和二年分以降用）」に変更 ・整理番号欄にタイトル「整理番号」を追加
	3	・様式番号「FA3150」を追加 ・左上部、右上部、左下部の3箇所にOCR用の■マークを追加 ・使用対象年分を「（令和二年分以降用）」に変更 ・整理番号欄を追加 ・氏名、フリガナ欄を追加　　《国税モノクロのみ》
	4	・様式番号「FA3175」の追加 ・左上部、右上部、左下部の3箇所にOCR用の■マークを追加 ・使用対象年分を「（令和二年分以降用）」に変更 ・整理番号欄追加 ・「Ⓚ青色申告特別控除額の計算」欄のチ、リの項目タイトルに「又は55万円」の文言を追加 ・右側注記に「又は55万円」の文言を追加 ・氏名、フリガナ欄を追加　　《国税モノクロのみ》

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-1.改正内容・様式変更

1．個人決算書（3／4）

(*1) 青色申告決算書／収支内訳書の頁

帳票名	頁 (*1)	主な様式変更内容
青色申告決算書（不動産所得用）	1	・様式番号を「FA3200」に変更 ・使用対象年分を「（令和二年分以降用）」に変更 ・左上部に注記を追加 ・整理番号欄にタイトル「整理番号」を追加 ・損益計算書の㉒の項目タイトルに「又は55万円」の文言を追加 ・損益計算書の「青色申告特別控除額㉒」の項目タイトルに「又は55万円」の文言を追加 ・損益計算書の「青色申告特別控除額㉒」の100万円以上の桁位置に網掛け追加
	2	・様式番号を「FA3225」に変更 ・使用対象年分を「（令和二年分以降用）」に変更 ・整理番号欄にタイトル「整理番号」を追加
	3	・様式番号「FA3250」を追加 ・左上部、右上部、左下部の3箇所にOCR用の■マークを追加 ・使用対象年分を「（令和二年分以降用）」に変更 ・整理番号欄を追加 ・氏名、フリガナ欄を追加　　《国税モノクロのみ》
	4	・様式番号「FA3275」の追加 ・左上部、右上部、左下部の3箇所にOCR用の■マークを追加 ・使用対象年分を「（令和二年分以降用）」に変更 ・整理番号欄追加 ・左側注記に「又は55万円」の文言を追加 ・氏名、フリガナ欄を追加　　《国税モノクロのみ》

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-1.改正内容・様式変更

◆個人決算書（４／４）

(*1) 青色申告決算書／収支内訳書の頁

帳票名	頁 (*1)	主な様式変更内容
収支内訳書（一般用）	1	・様式番号を「FA7000」に変更 ・使用対象年分を「（令和二年分以降用）」に変更 ・整理番号欄にタイトル「整理番号」を追加
	2	・様式番号「FA7050」を追加 ・左上部、右上部、左下部の3箇所にOCR用の■マークを追加 ・使用対象年分を「（令和二年分以降用）」に変更 ・整理番号欄を追加 ・氏名、フリガナ欄を追加　　《国税モノクロのみ》
収支内訳書（農業所得用）	1	・様式番号を「FA7100」に変更 ・使用対象年分を「（令和二年分以降用）」に変更 ・整理番号欄にタイトル「整理番号」を追加
	2	・様式番号「FA7150」を追加 ・左上部、右上部、左下部の3箇所にOCR用の■マークを追加 ・使用対象年分を「（令和二年分以降用）」に変更 ・整理番号欄を追加 ・「○減価償却費の計算」欄の明細数を6明細から5明細に変更 ・氏名、フリガナ欄を追加　　《国税モノクロのみ》
収支内訳書（不動産所得用）	1	・様式番号を「FA7200」に変更 ・使用対象年分を「（令和二年分以降用）」に変更 ・整理番号欄にタイトル「整理番号」を追加
	2	・様式番号「FA7250」を追加 ・左上部、右上部、左下部の3箇所にOCR用の■マークを追加 ・使用対象年分を「（令和二年分以降用）」に変更 ・整理番号欄を追加 ・氏名、フリガナ欄を追加　　《国税モノクロのみ》

※各様式の詳細は、「1-2.個人決算書(3)帳票イメージ」参照

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-1.改正内容・様式変更

2．所得税申告書（1／3）

帳票名	主な様式変更内容
確定申告書B 第一表	・様式番号を「FA2200」に変更 ・使用対象年分を「（令和二年分以降用）」に変更 ・納税者情報欄の各項目位置の変更 ・税理士欄の位置を変更 **「収入金額等」欄** ・給与所得に区分の項目を追加 ・雑所得に「業務 ク」欄（区分および金額）を追加 ・雑所得の「業務 ク」欄追加に伴い、「雑その他」～「一時」の項目番号を変更 **「所得金額等」欄** ・タイトル「所得金額」を「所得金額等」に変更 ・雑所得の所得金額欄に「公的年金等⑦」、「業務⑧」、 「その他⑨」の各欄および合計欄「⑦～⑨までの計」を追加 ・雑所得の「業務ク」欄追加に伴い、「雑その他」以降の項目番号を変更 **「所得から差し引かれる金額」欄** ・「寡婦、寡夫控除」を「寡婦、ひとり親控除」に変更し、区分を追加 ・「配偶者（特別）控除」欄の区分を区分1、区分2に変更 ・「扶養控除」欄に区分を追加 ・各項目の項目番号を変更 **「税金の計算」欄** ・「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除」欄の区分を区分1、区分2に変更 ・「住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修・認定住宅 新築等特別税額控除」欄を 「住宅耐震改修特別控除等」に変更 ・「外国税額控除」を「外国税額控除等」に変更 **「その他」欄** ・「公的年金等以外の合計所得金額」欄を追加 ・各項目の項目番号を変更 **「延納の届出」欄** ・各項目の項目番号を変更

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-1.改正内容・様式変更

2．所得税申告書（2／3）

帳票名	主な様式変更内容
確定申告書B 第二表	・様式番号を「FA2300」に変更 ・使用対象年分を「（令和二年分以降用）」に変更 ・第一表の項目番号変更に伴い、項目番号を変更 **「○所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄** ・「種目」欄の追加 ・「種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称」を「給与などの支払者の名称・所在地等」に変更 **「○総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項（⑪）」欄** ・「○雑所得（公的年金等以外）、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項」欄を「○総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項（⑪）」欄に変更 ・所得の種類「譲渡（短期）」、「譲渡（長期）」、「一時」を出力するように変更 **「○所得から差し引かれる金額に関する事項」欄** ・「○所得から差し引かれる金額に関する事項」欄を「○保険料控除等に関する事項（⑬～⑯）」欄などに分割 ・「⑯障害者控除」欄、「㉓医療費控除」欄を削除 **「○保険料控除等に関する事項（⑬～⑯）」欄** ・「○保険料控除等に関する事項」欄を追加し、「⑩社会保険料控除」欄、「⑪小規模企業共済等掛金控除」欄、「⑫生命保険料控除」欄、「⑬地震保険料控除」欄の内容を出力するように変更 ・「支払保険料」「支払掛金」を「支払保険料等の計」に変更 ・「うち年調調整等以外」欄を追加 **「○本人に関する事項」欄** ・「⑭～⑮本人該当事項」欄を「○本人に関する事項（⑰～⑳）」欄に変更 ・「寡婦（寡夫）控除」を「寡婦」に変更 ・「ひとり親」欄を追加 ・「年調以外かつ専修学校等」欄を追加 ・「障害者」欄および「特別障害者」欄を追加 **「○雑損控除に関する事項」欄** ・「㉒雑損控除」欄を「○雑損控除に関する事項（㉖）」欄に変更

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-1.改正内容・様式変更

2．所得税申告書（3／3）

帳票名	主な様式変更内容
確定申告書B 第二表	**「○寄附金控除に関する事項」欄** ・「㉔寄附金控除」欄を「○寄附金控除に関する事項（㉘）」欄に変更 ・「寄附先の所在地・名称」を「寄附先の名称等」に変更 **「○配偶者や親族に関する事項」欄** ・「○配偶者や親族に関する事項（⑳～㉓）」欄を追加し、「⑰～⑱配偶者（特別）控除」欄、「⑲扶養控除」欄、「○住民税・事業税に関する事項」欄の「同一生計配偶者」欄および「16歳未満の扶養親族」欄の内容を出力するように変更 ・「障害者」欄を追加（障/特障） ・「国外居住」欄に「年調」を追加 ・「住民税」欄を追加（同一/16/別居） ・「その他」欄を追加 **「○住民税・事業税に関する事項」欄** ・「同一生計配偶者」欄および「16歳未満の扶養親族」欄を削除 ・各項目タイトルおよび出力位置等の変更
申告書（損失申告用） 第四表（一）	・使用対象年分を「（令和二年分以降用）」に変更 ・「76 分離課税の譲渡所得の特別控除額の合計額」、「77 上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額」の項目追加 ・各項目の項目番号を変更
申告書（損失申告用） 第四表（二）	・使用対象年分を「（令和二年分以降用）」に変更 ・各項目の項目番号を変更
申告書（損失申告用） 第四表付表（一）	・使用対象年分を「（令和二年分以降用）」に変更 ・各項目の項目番号を変更
申告書（損失申告用） 第四表付表（二）	・使用対象年分を「（令和二年分以降用）」に変更 ・各項目の項目番号を変更

※各様式の詳細は、「1-3.所得税申告書(3)帳票イメージ」参照

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-2.個人決算書
(1)画面変更点

令和2年の改正内容、個人決算書および収支内訳書の様式変更に伴い、個人決算書の画面を以下のとおり変更します。

No.	業種	ナビメニュー	タブ名/ボタン名	変更内容
1	青色	申告書選択		・特別控除限度額の選択肢に「55万円」を追加
2			控除額再計算	・特別控除限度額 55万円の計算を追加
3			設定	・特別控除限度額で「55万円」を選択している場合、 画面下部にコメントを表示 ・特別控除限度額で「55万円」で貸借対照表を「印刷しない」を 選択した場合、警告メッセージを表示 ※上記2点の変更内容は、特別控除額が「65万円」場合と同じ動作となります。
4	青色一般	決算書作成①②	青色特別控除額	・⑧⑨の項目タイトルに「又は55万円」の文言を追加 ・特別控除限度額55万円の計算を追加
5		金額確認	所得金額確認	・「青色申告特別控除前の所得金額チェック」、 「青色申告特別控除額のチェック」に限度額55万円のチェックを追加 ※金額チェックダイアログも同様 ※青色農業、青色不動産も同様
6	青色農業	決算書作成③④	青色特別控除額	・チ、リの項目タイトルに「又は55万円」の文言を追加 ・特別控除限度額55万円の計算を追加
7	青色不動産	決算データ確認	損益計算書	・特別控除限度額55万円の計算を追加
8	収支農業	―	印刷ダイアログ	・「減価償却費の計算（別紙）」のチェックオンとなる条件を変更 ※減価償却費の明細が5明細を超えた場合にチェックオン （現状は6明細）

※各画面の詳細は、「1-2.個人決算書(2)画面イメージ」参照

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-2.個人決算書
(2)画面イメージ

【対応後】個人決算書＞申告書選択

①「特別控除限度額」に「55万円」を追加します。（初期値は65万円）
②「特別控除限度額」欄の下に以下のコメントを表示します。
　「※『ネットde記帳』を利用して65万円控除を受けるには、電子申告を行うことが前提となります。」
③［控除額再計算］ボタン押下時および「特別控除限度額」変更時に、選択した「特別控除限度額」の金額を上限とし、青色申告特別控除額を再計算します。

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-2.個人決算書
(2)画面イメージ

【対応後】個人決算書＞申告書選択＞[設定] ボタン

【特別控除限度額が65万円の場合】（現状どおり）
【特別控除限度額が55万円の場合】（機能追加）

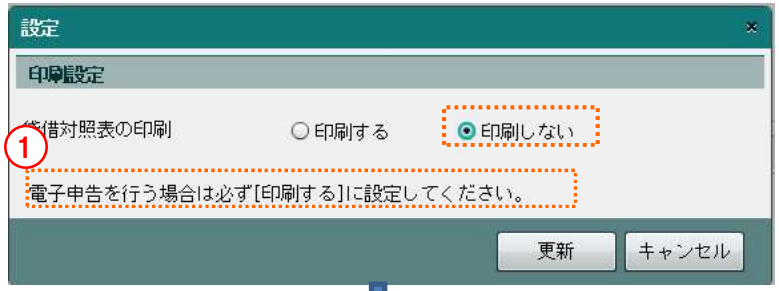

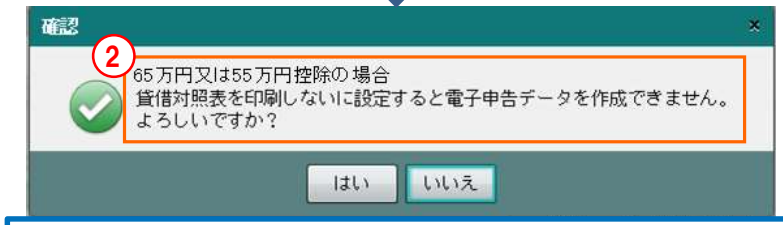

【特別控除限度額が10万円の場合】（現状どおり）

特別控除限度額で「55万円」を選択し、［選択］ダイアログを起動した場合
①設定ダイアログに「電子申告を行う場合は必ず［印刷する］に設定してください。」のコメントを表示します。
②貸借対照表の印刷で「印刷しない」を選択した場合、［更新］ボタンをクリックした際にメッセージを表示します。

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-2.個人決算書
(2)画面イメージ

【対応後】個人決算書＞決算書作成①②＞青色申告特別控除額の計算　（青色一般）

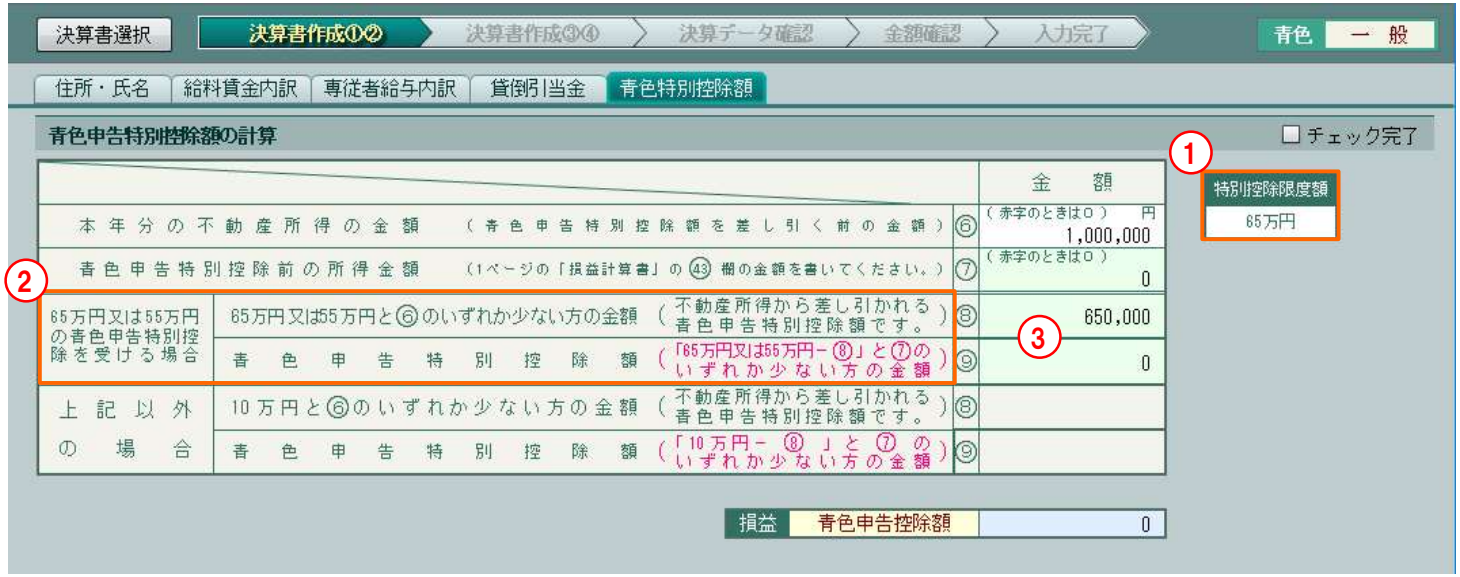

①「特別控除限度額」には、［申告書選択］画面で選択した限度額（65万円/55万円/10万円）を表示します。
②⑧欄、⑨欄の項目タイトルに「又は55万円」の文言を追加します。
③「特別控除限度額 55万円」の場合、「65万円又は55万円の青色申告特別控除を受ける場合」欄に55万円を上限として計算した青色申告特別控除額を表示します。

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-2.個人決算書
(2)画面イメージ

【対応後】個人決算書＞金額確認　（青色一般）

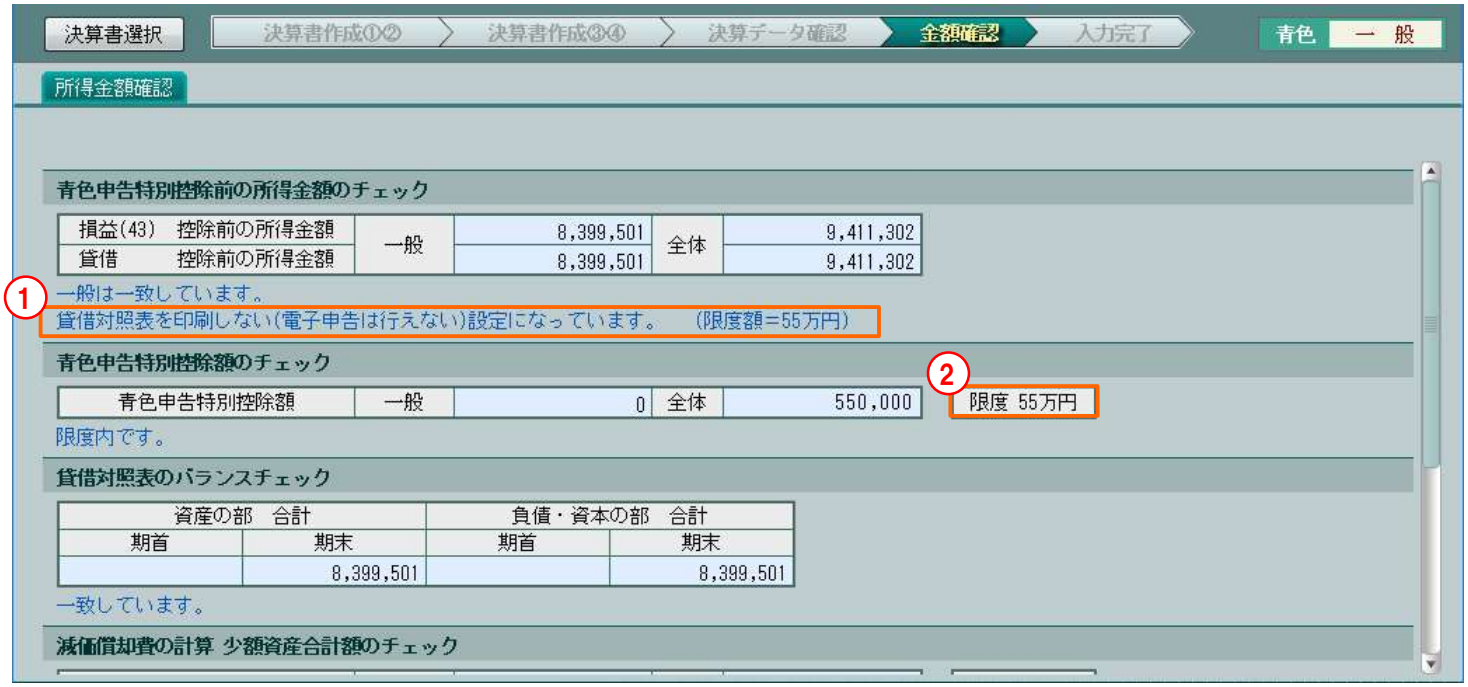

①「特別控除限度額 55万円」で、貸借対照表を「印字しない」に設定している場合、「青色申告特別控除前の所得金額のチェック」欄に以下の警告メッセージを表示します。
　“貸借対照表を印刷しない（電子申告は行えない）設定になっています。　（限度額＝55万円）”
②「青色申告当別控除額のチェック」欄には、［申告書選択］画面で選択した限度額（65万円/55万円/10万円）を表示します。

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-2.個人決算書
(2)画面イメージ

【対応後】個人決算書＞決算書作成③④＞青色申告特別控除額の計算　（青色農業）

①「特別控除限度額」には、［申告書選択］画面で選択した限度額（65万円/55万円/10万円）を表示します。
②チ欄、リ欄の項目タイトルに「又は55万円」の文言を追加します。
③「特別控除限度額 55万円」の場合、「65万円又は55万円の青色申告特別控除を受ける場合」欄に55万円を上限として計算した青色申告特別控除額を表示します。

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-2.個人決算書
(2)画面イメージ

【対応後】個人決算書＞決算データ確認＞損益計算書　（青色不動産）

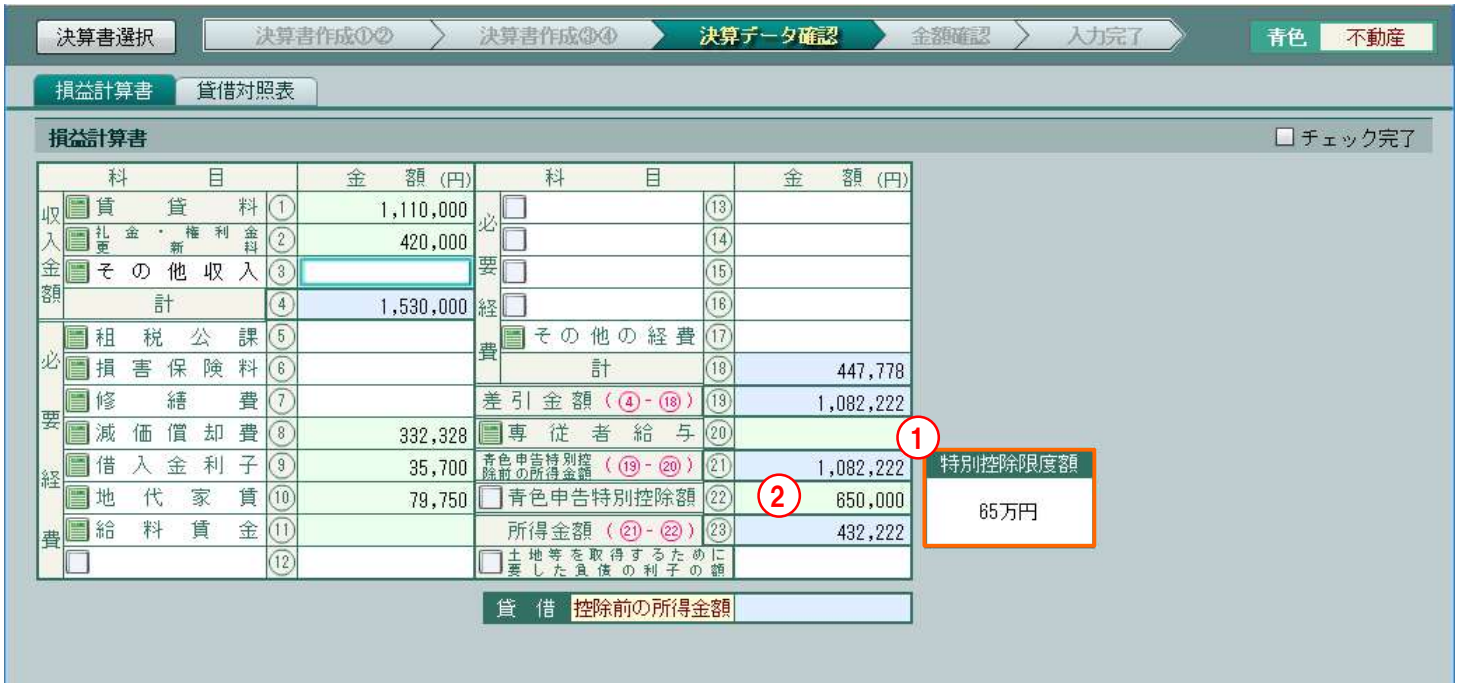

①「特別控除限度額」には、［申告書選択］画面で選択した限度額（65万円/55万円/10万円）を表示します。
②「青色申告特別控除額㉒」には、「特別控除限度額」の金額を上限として計算された金額を表示します。

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-2.個人決算書
(2)画面イメージ

【対応後】個人決算書＞印刷ダイアログ　（収支農業）

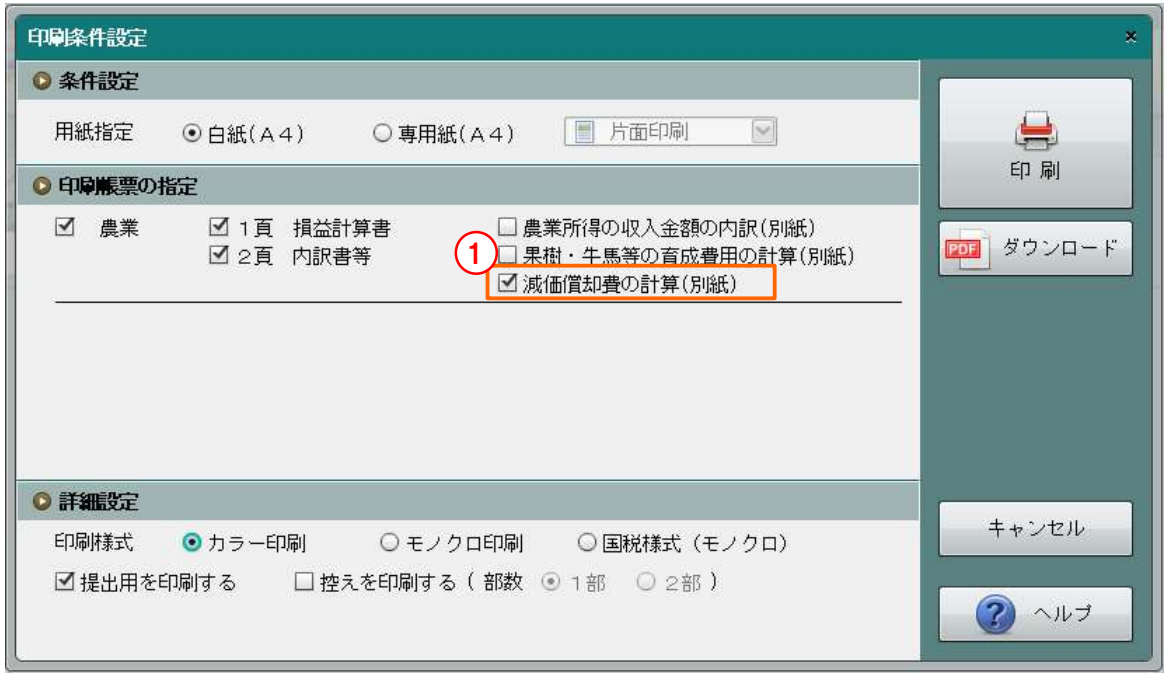

①「収支農業」の「減価償却費の計算（別紙）」は、減価償却費の明細が5件を超えた場合、チェックオンで初期表示されます。
（現状は6件を超えた場合にチェックオンで表示されます。）

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）

1-2.個人決算書

(3)帳票イメージ

青色申告決算書（一般用）

追加箇所　変更箇所

1頁

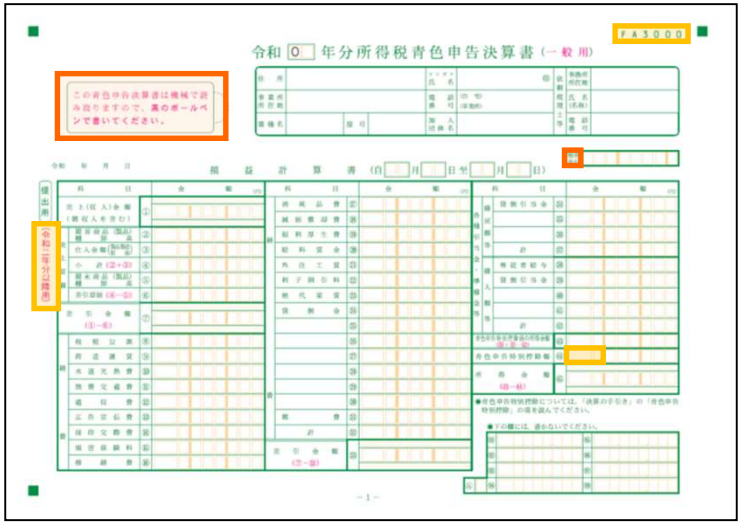

2頁

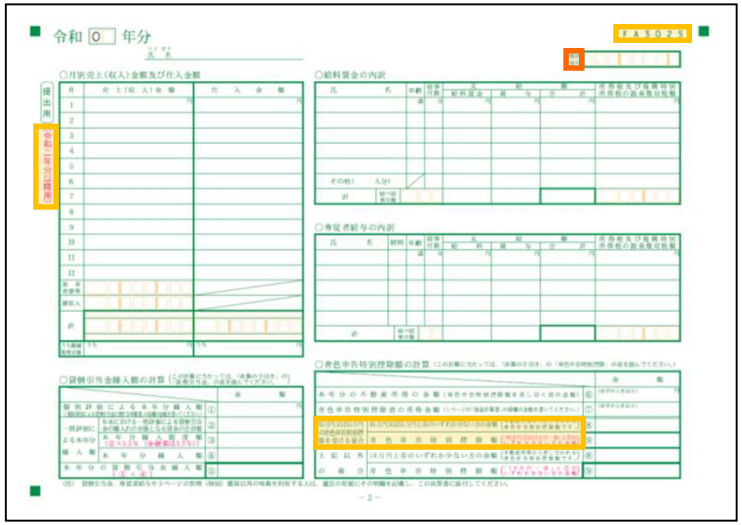

3頁

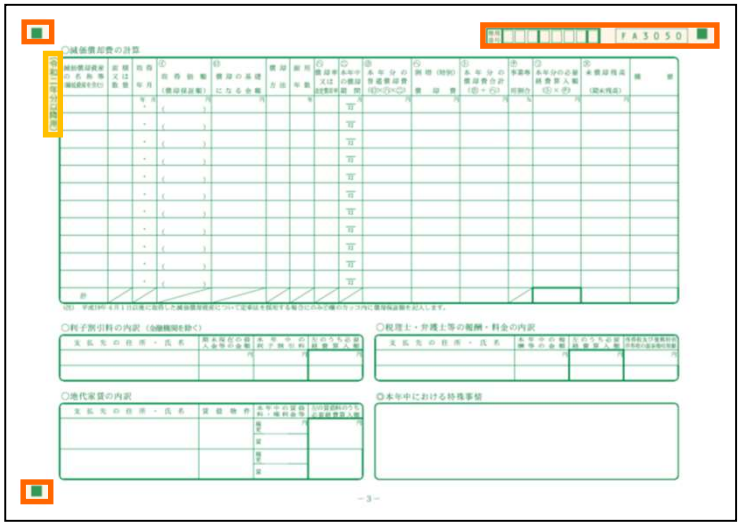

4頁

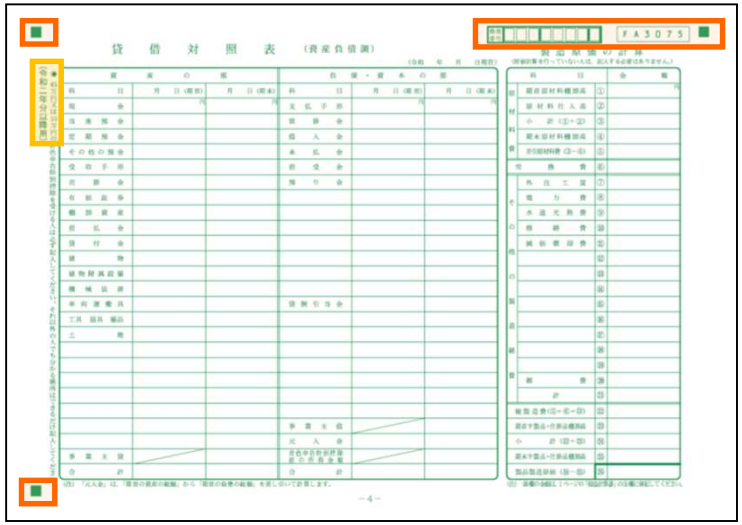

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）

1-2.個人決算書

(3)帳票イメージ

青色申告決算書（農業所得用）

追加箇所　変更箇所

1頁

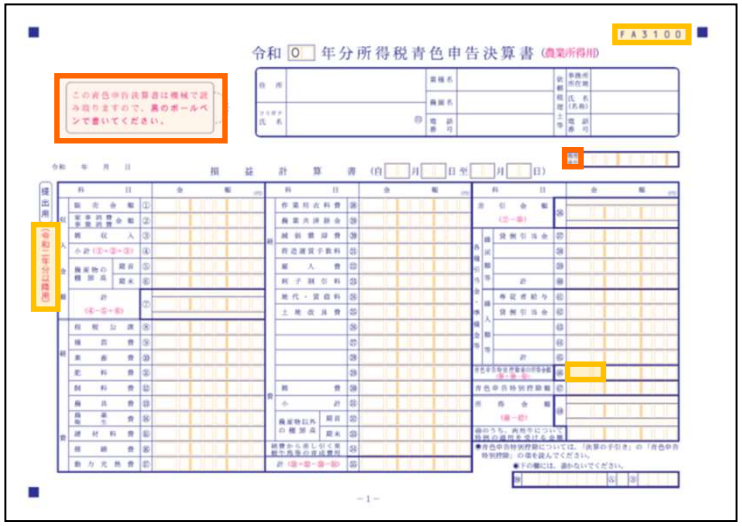

2頁

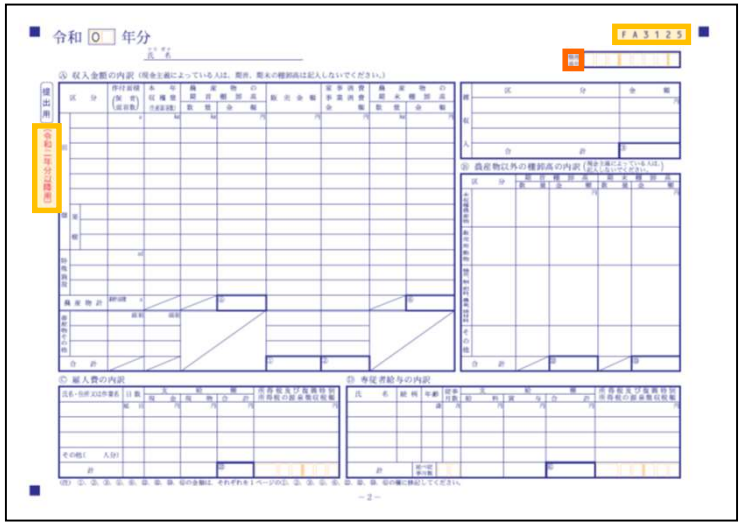

3頁

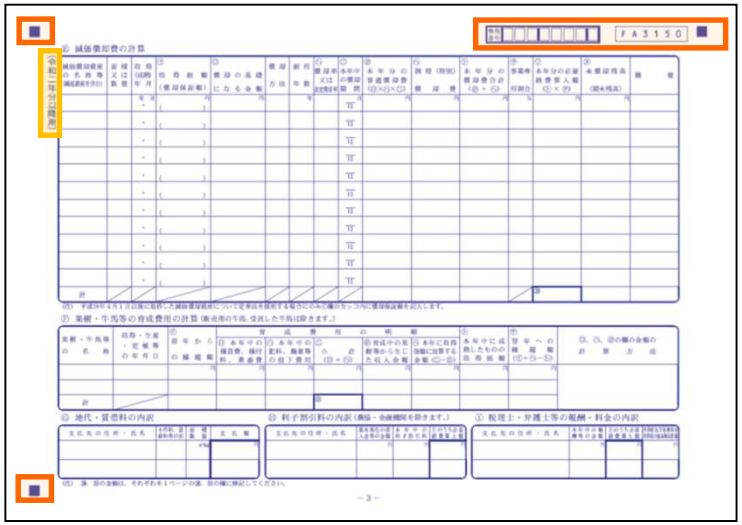

4頁

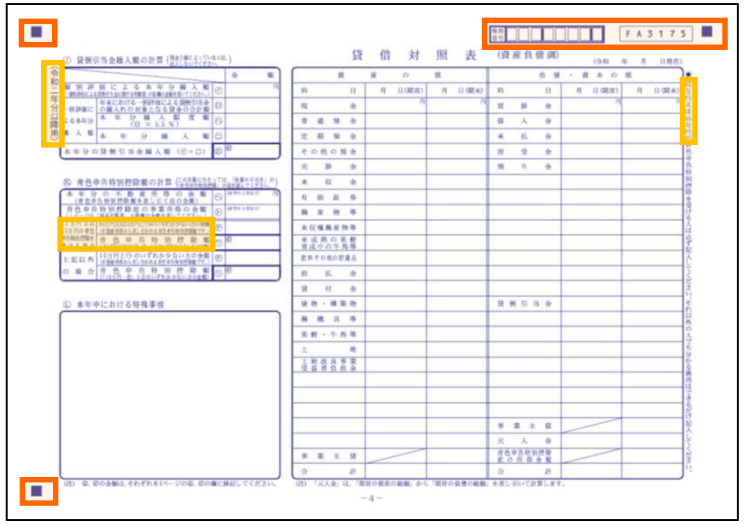

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）

1-2.個人決算書

(3)帳票イメージ

青色申告決算書（不動産所得用）

追加箇所　変更箇所

1頁

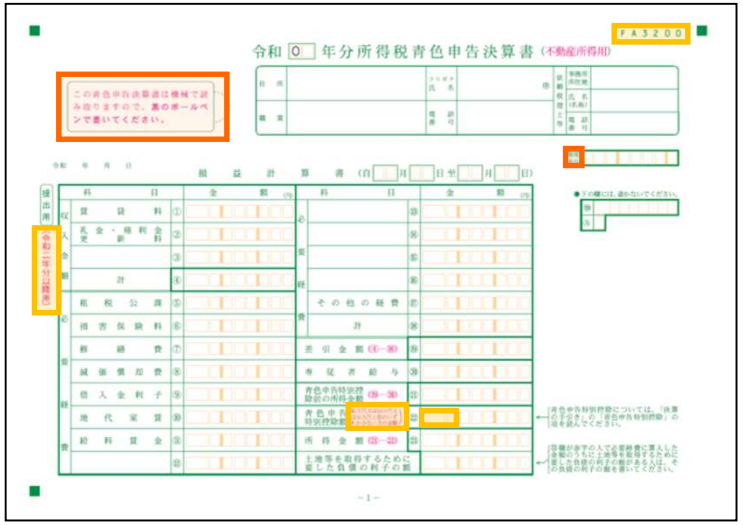

2頁

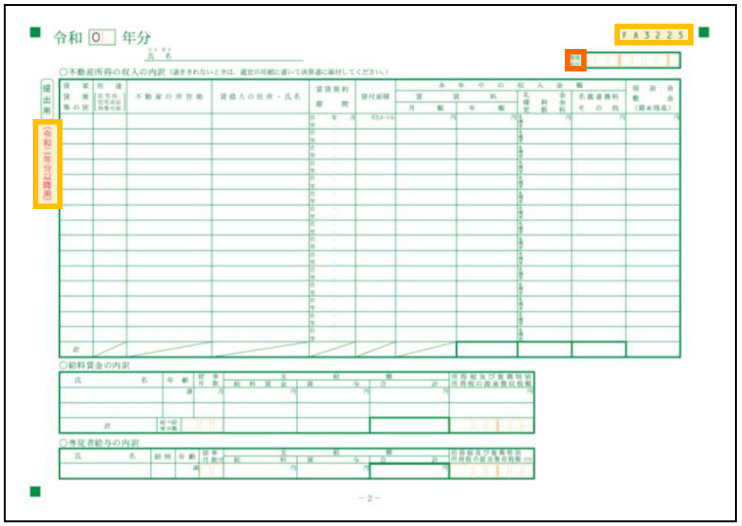

3頁

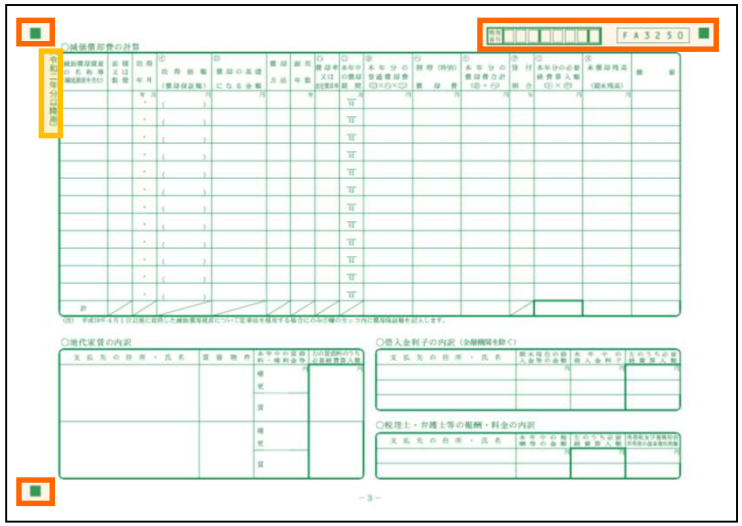

4頁

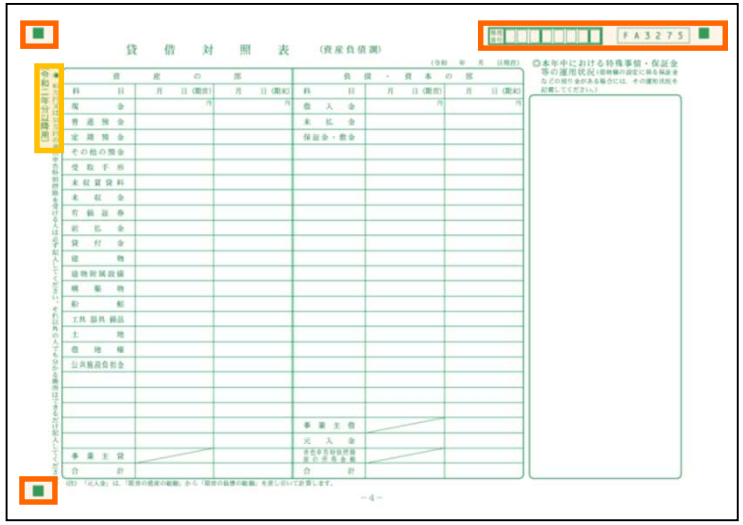

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）

1-2.個人決算書

(3)帳票イメージ

追加箇所　変更箇所

収支内訳書（一般用）

1頁

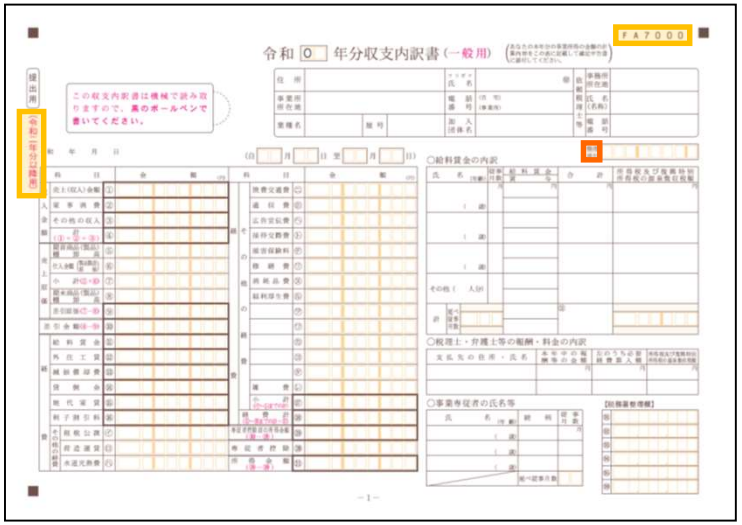

2頁

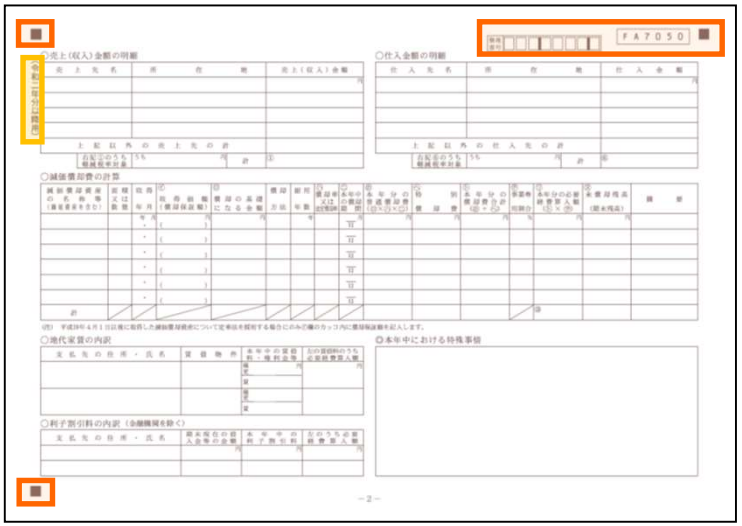

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）

1-2.個人決算書

(3)帳票イメージ

収支内訳書（農業所得用）

追加箇所　変更箇所

1頁

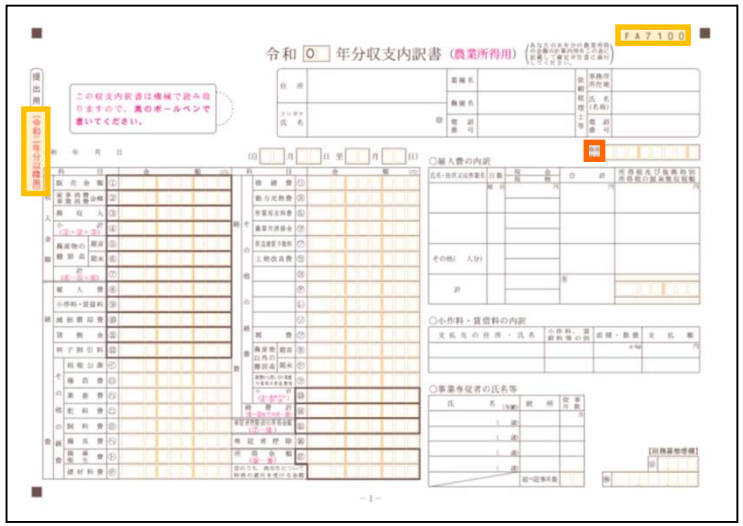

2頁

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）

1-2.個人決算書

(3)帳票イメージ

収支内訳書（不動産所得用）

追加箇所　変更箇所

1頁

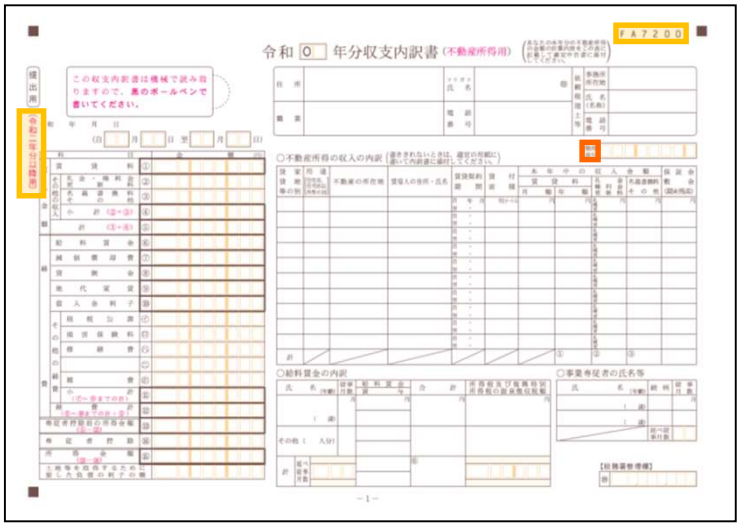

2頁

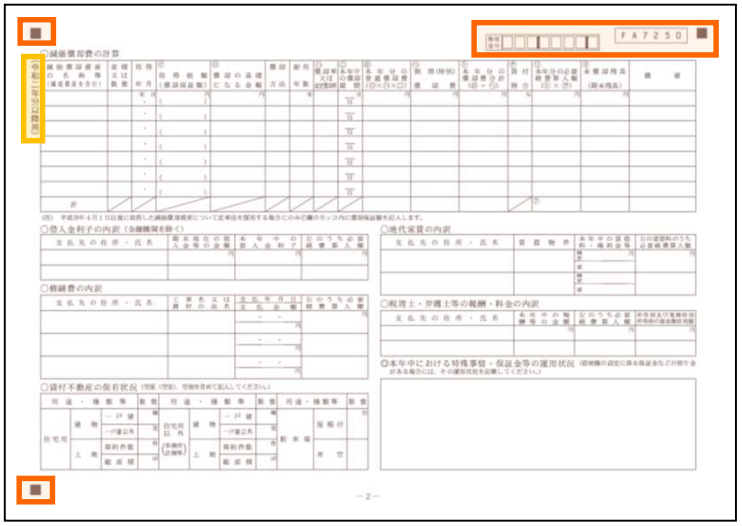

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-3.所得税申告書
(1)画面変更点

令和2年の改正内容、給与所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票および所得税申告書の様式変更に伴い、所得税申告書の画面を以下のとおり変更します。

No.	ナビメニュー	タブ名	変更内容
所得税基本情報			
1		本人情報	・「年調以外かつ専修学校等」の項目追加 ・「学校名」の項目削除
所得税申告書			
2	収入・所得	収入金額・所得金額	・「雑（業務）」欄の項目追加 ・雑所得の所得金額を「公的年金等」、「業務」、「その他」の各欄に変更し、合計「7～9までの計」欄の項目追加 ・「給与所得者の所得金額調整控除区分」の項目追加 ・項目番号変更
3		収入・所得＞雑（業務）	・「雑所得（業務）」の入力画面を追加
4		収入・所得＞給与所得＞源泉徴収票	・「基礎控除の額」「所得金額調整控除額」の項目追加 ・「給与所得控除後の金額」などの項目タイトル変更
5		収入・所得＞雑（公的年金等）＞源泉徴収票	・「区分」欄の項目タイトル変更 ・コメント削除
6		収入・所得＞繰り越す損失額	・項目番号変更
7	控除額等	社会保険料等	・「支払保険料の計」「支払掛金の計」の項目追加 ・「小規模企業共済等掛金控除」欄に「追加明細あり」のチェックボックス追加 ・「源泉徴収票のとおり」「支払保険料」「支払掛金」の項目タイトル変更 ・項目番号変更

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-3.所得税申告書
(1)画面変更点

No.	ナビメニュー	タブ名	変更内容
8		生命保険料等	・「支払保険料の計」の項目追加 ・「源泉徴収票のとおり」「支払保険料」の項目タイトル変更 ・「旧生命保険料」欄、「旧個人年金保険料」欄の位置変更 ・項目番号変更
9		配偶者・扶養等	・「ひとり親」の区分追加 ・配偶者および扶養親族に「調整」の項目追加 ・配偶者特別控除額に「区分2」の項目追加 ・扶養控除額に「区分」の項目追加
10		雑損控除	・項目番号変更
11		寄附金控除	・項目番号変更
12	税金の計算等	税金の計算等	・「（「特定増改築等）住宅借入金等特別控除」欄に「区分2」の項目追加 ・項目タイトル、項目番号変更
13		他・延納の届出	・「公的年金等以外の合計所得金額」の項目追加 ・項目番号変更
14		住民税・事業税	・項目タイトル、項目番号変更
15	申告書確認	第一表	・「令和2年分 確定申告書B 第一表」のレイアウトに合わせ、 項目追加・変更・削除
16		第二表	・「令和2年分 確定申告書B 第二表」のレイアウトに合わせ、 項目追加・変更・削除

１.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-3.所得税申告書
(1)画面変更点

No.	ナビメニュー	タブ名	変更内容
17		第四表（一）	・「分離課税の譲渡所得の特別控除額の合計額」、 「上場株式等の　譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額」の項目追加 ・項目番号変更
18		第四表（二）	・項目番号変更
19	入力検証	入力検証	・社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、地震保険料の、 金額チェック追加 ・「寡婦・寡夫」を「寡婦、ひとり親」に変更 ・「基礎」欄の項目追加 ※チェック判定ダイアログも同様

※各画面の詳細は、「1-3.所得税申告書(2)画面イメージ」参照

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-3.所得税申告書
(2)画面イメージ

【対応後】所得税基本情報＞本人情報

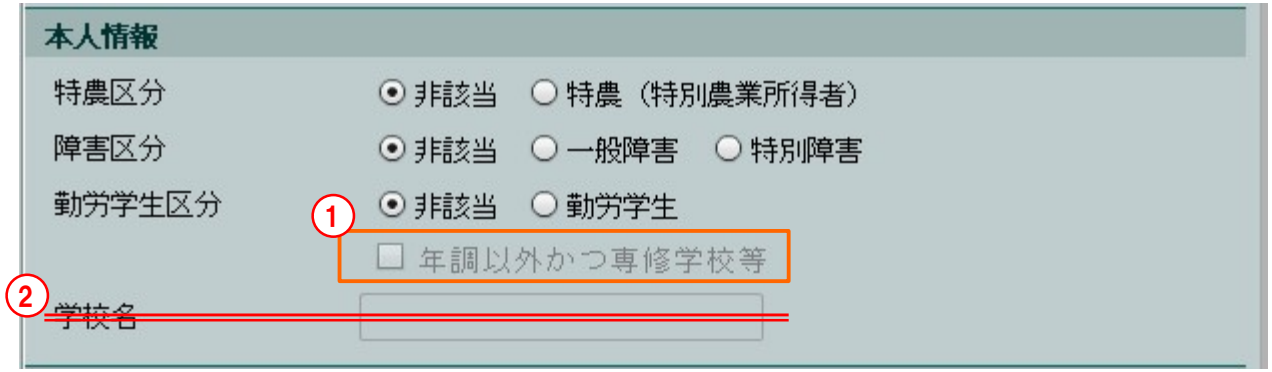

①「年調以外かつ専修学校等」のチェックボックスを追加します。（初期値はチェックオフ）
　勤労学生区分が「非該当」の場合は入力不可、「勤労学生」の場合は入力可とします。
②「学校名」欄を削除します。

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-3.所得税申告書
(2)画面イメージ

【対応後】所得税申告書＞収入・所得

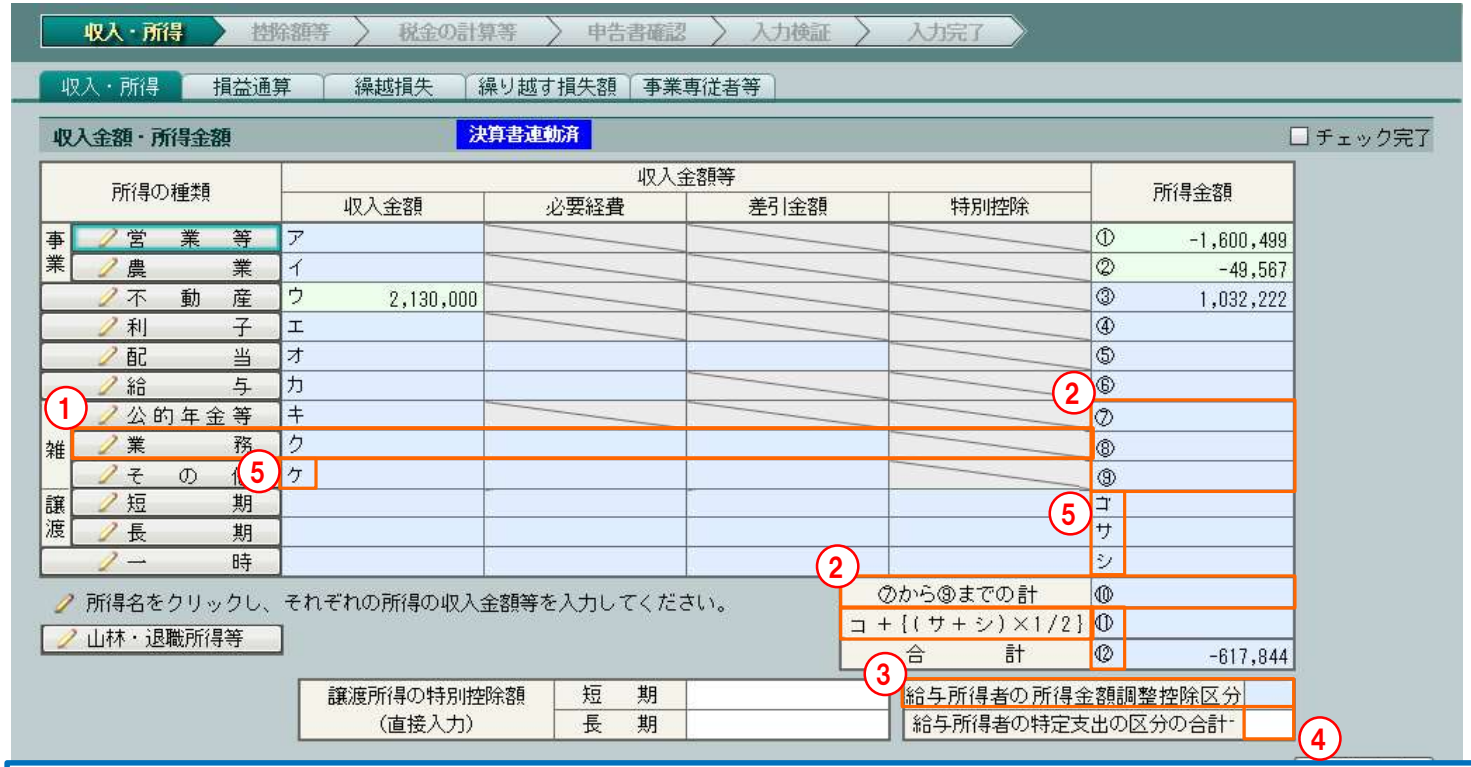

①雑所得に「業務」の「収入金額」「必要経費」「差引金額」「所得金額」の項目を追加します。（強制入力可）
　［業務］ボタンをクリックした場合、雑所得（業務）の所得入力画面を表示します。（P.38参照）
②雑所得の所得金額を「公的年金等」、「業務」、「その他」に変更し、その合計金額「⑦から⑨までの計」の項目を追加します。
③「給与所得者の所得金額調整控除区分」の項目を追加します。
④「給与所得者の特定支出の区分の合計」は、1～511を入力可に変更します。（現状は1～255）
⑤「雑所得（業務）」の項目追加に伴い、項目番号を変更します。

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-3.所得税申告書
(2)画面イメージ

【対応後】所得税申告書＞収入・所得＞雑所得（業務） ･･･ 新規追加

①「雑所得（業務）」の入力画面を追加します。　※動作は「雑所得（その他）」と同様。
②収入金額の計、必要経費等の計の金額が、［収入・所得］の雑（業務）欄に表示されます。

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-3.所得税申告書
(2)画面イメージ

【対応後】所得税申告書＞収入・所得＞給与所得＞給与所得の源泉徴収票

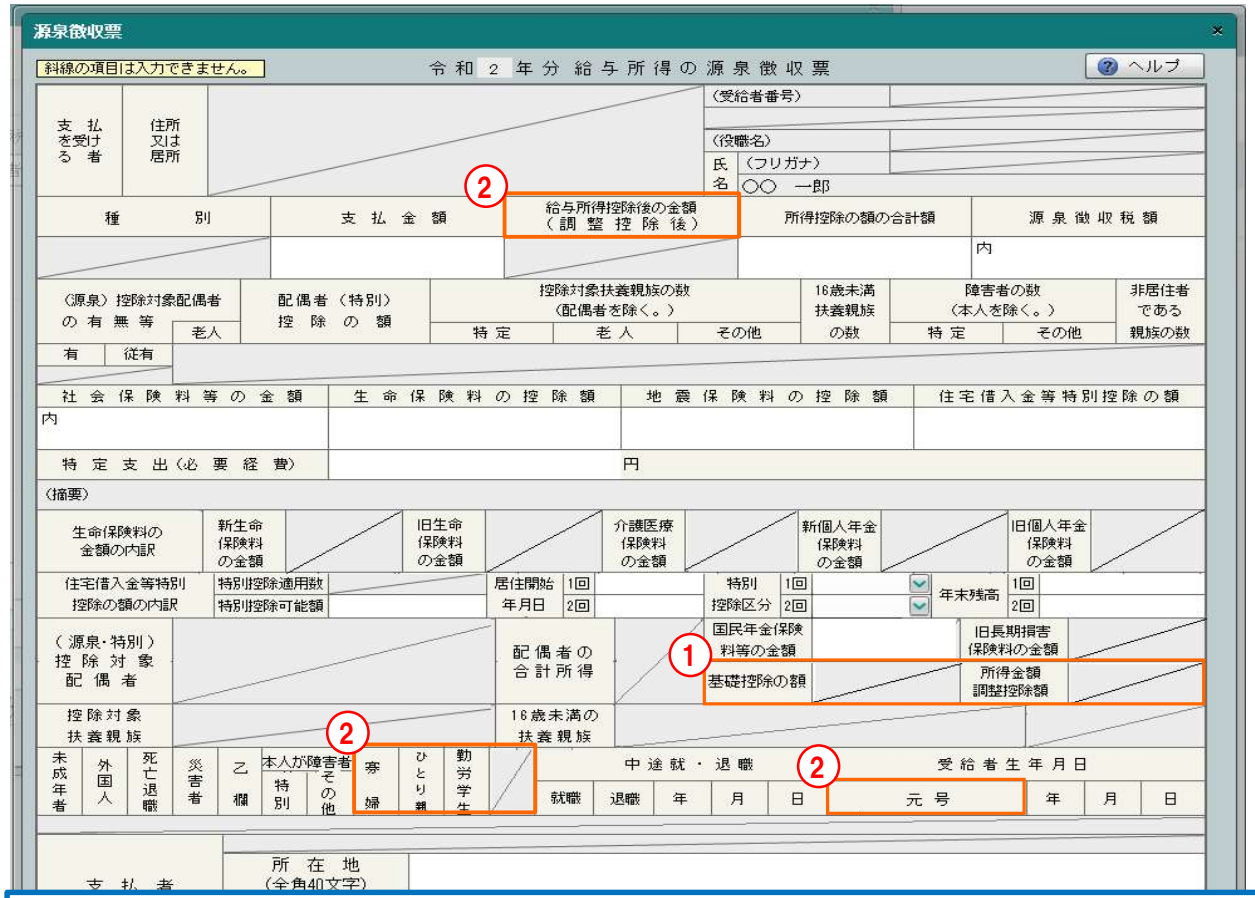

①「基礎控除の額」「所得金額調整控除額」の項目を追加します。入力不要項目のため、斜線表示となります。
②「令和2年 給与所得の源泉徴収票」のレイアウトに合わせて、項目タイトルなどを変更します。

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-3.所得税申告書
(2)画面イメージ

【対応後】所得税申告書＞収入・所得＞雑所得（公的年金等）＞公的年金等の源泉徴収票

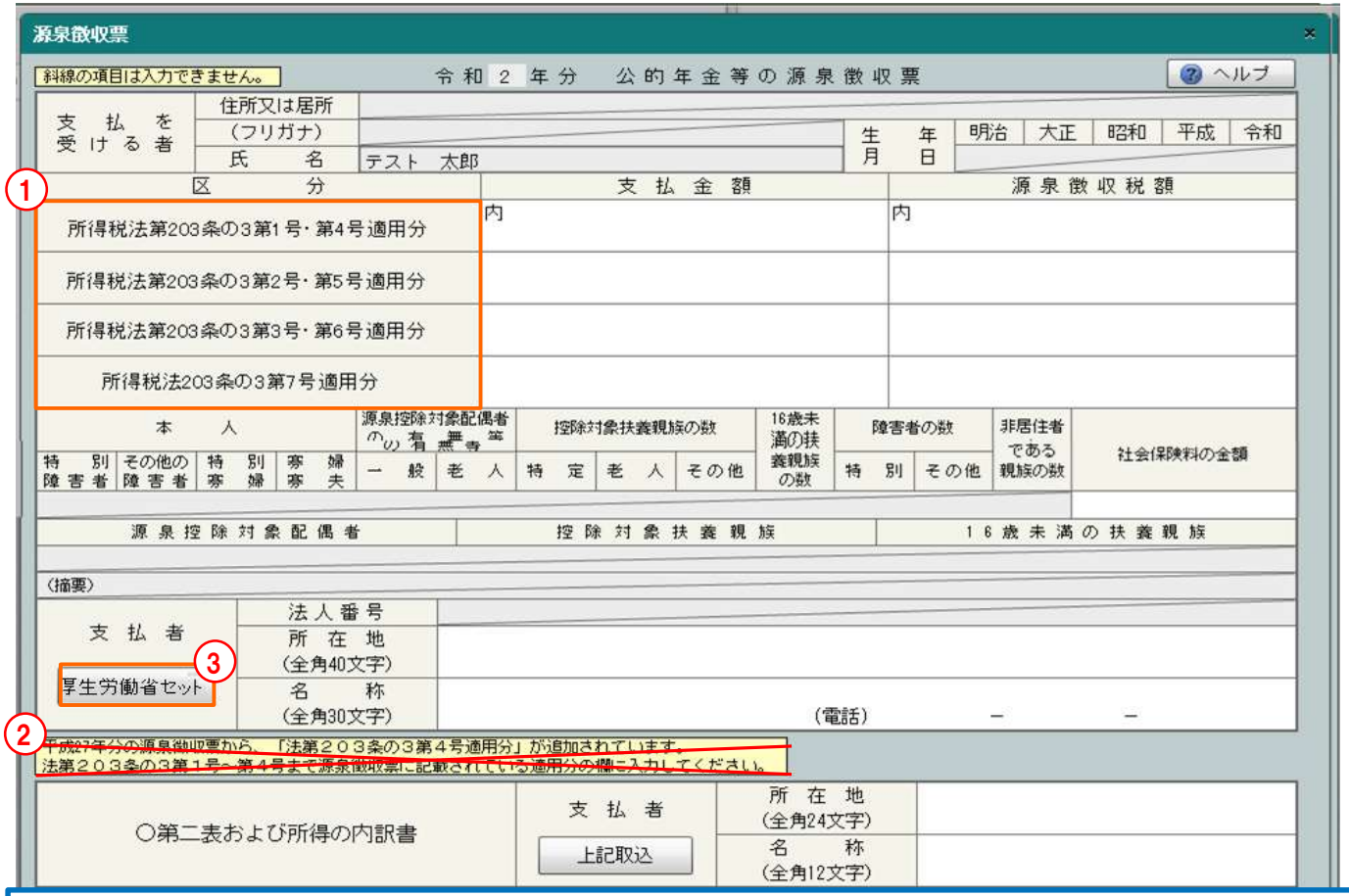

①「令和2年公的年金等の源泉徴収票」のレイアウトに合わせて、項目タイトルを変更します。
②「支払者」欄下の注記（コメント）を削除します。
③［労働省セット］ボタンの名称を［厚生労働省セット］に変更します。

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-3.所得税申告書
(2)画面イメージ

【対応後】所得税申告書＞収入・所得＞繰り越す損失額

① 「令和2年 所得税申告書（損失申告用）第四表（二）」のレイアウトに合わせ、項目番号を変更します。
②「令和2年 所得税申告書（損失申告用）付表 第四表付表（一）」のレイアウトに合わせ、項目番号を変更します。

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-3.所得税申告書
(2)画面イメージ

【対応後】所得税申告書＞控除額等＞社会保険料等

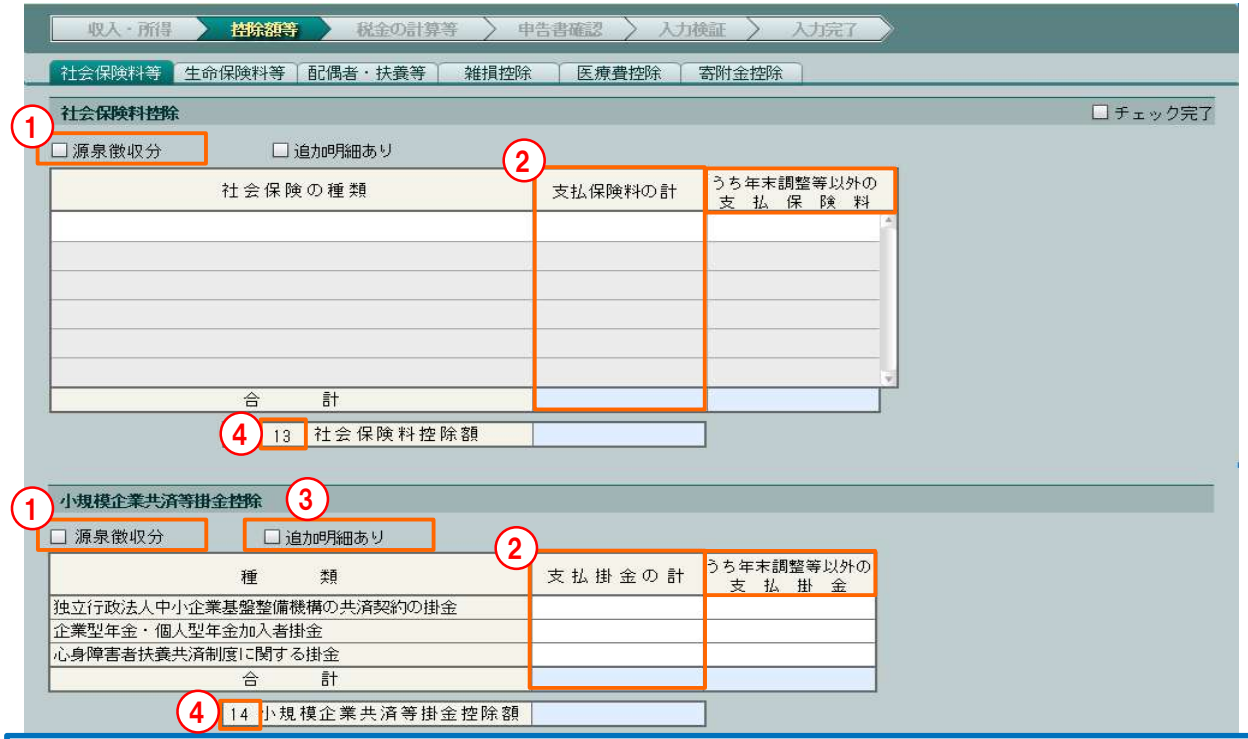

①「源泉徴収票のとおり」を「源泉徴収分」に項目タイトルを変更します。
②「支払保険料の計」「支払掛金の計」の項目を追加し、「支払保険料」「支払掛金」を「うち年末調整等以外の支払保険料」「うち年末調整等以外の支払掛金」に項目タイトルを変更します。
③「小規模企業共済等掛金控除」欄に「追加明細あり」のチェックボックスを追加します。（初期値はチェックオフ）
※「源泉徴収分」、「追加明細あり」のチェックオンオフの動作は、「社会保険料控除」欄の「追加明細あり」と同様
④項目番号を変更します。
⑤「支払保険料の計（※）」の金額より「うち年末調整等以外の支払保険料（※）」の金額が大きい場合は、［入力検証］でエラーメッセージを表示します。（P.55 ①の判定欄参照）

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-3.所得税申告書
(2)画面イメージ

【対応後】所得税申告書＞控除額等＞生命保険料等

生命保険料控除

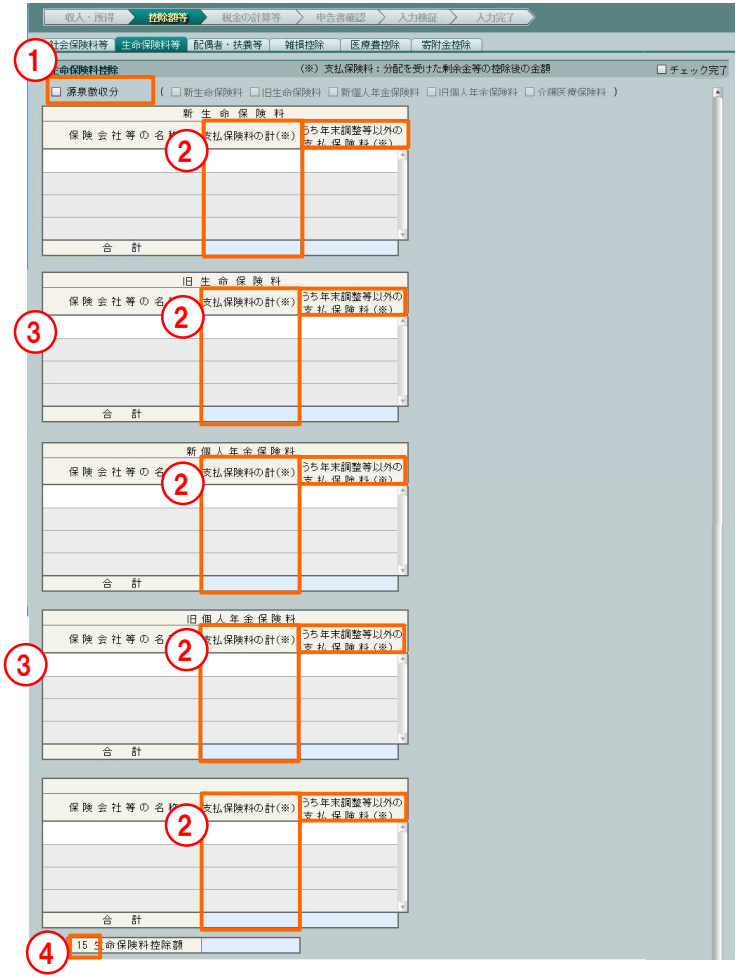

①「源泉徴収票のとおり」を「源泉徴収分」に項目タイトルを変更します。
②「支払保険料の計（※）」の項目を追加し、「支払保険料（※）」を「うち年末調整等以外の支払保険料（※）」に項目タイトルを変更します。
③「旧生命保険料」欄、「旧個人年金保険料」欄を「新生命保険料」欄、「新個人年金保険料」欄の下に移動します。
④項目番号を変更します。
⑤「支払保険料の計（※）」には、支払った保険料の合計金額、「うち年末調整等以外の支払保険料（※）」には、「支払保険料の計（※）」の金額のうち、年末調整で控除を受けていない金額を入力します。
⑥「支払保険料の計（※）」の金額より「うち年末調整等以外の支払保険料（※）」の金額が大きい場合は、［入力検証］で警告メッセージを表示します。（P.55 ①の判定欄参照）

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-3.所得税申告書
(2)画面イメージ

【対応後】所得税申告書＞控除額等＞生命保険料等

地震保険料控除

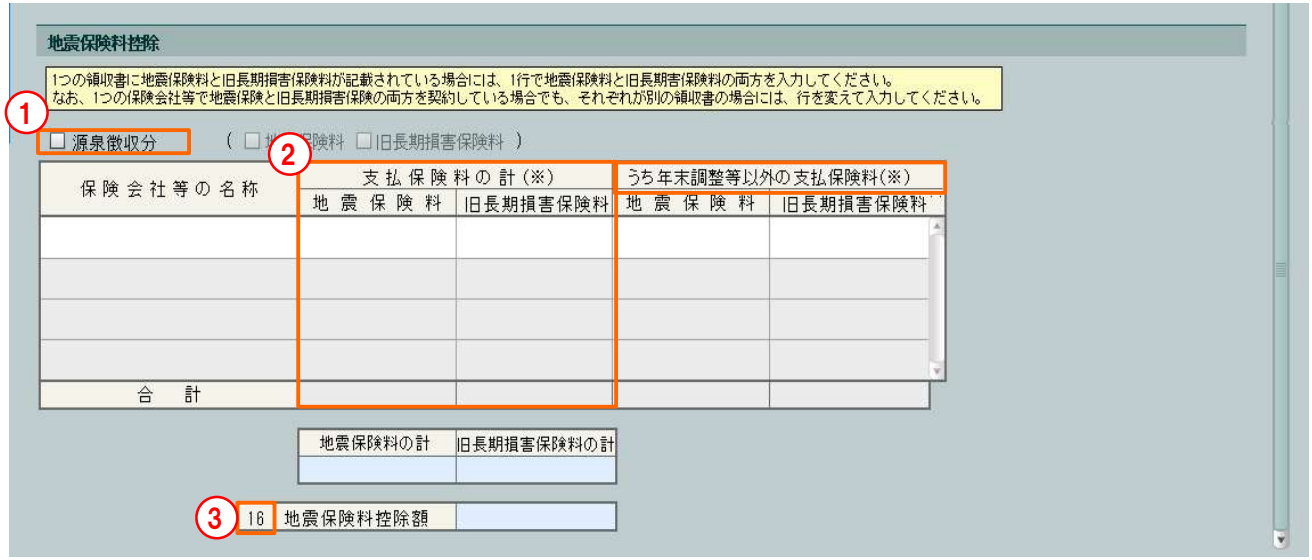

①「源泉徴収票のとおり」を「源泉徴収分」に項目タイトルを変更します。
②「支払保険料の計（※）」の項目を追加し、「支払保険料（※）」を「うち年末調整等以外の支払保険料（※）」に項目タイトルを変更します。
③項目番号を変更します。
④「支払保険料の計（※）」には、支払った保険料の合計金額、「うち年末調整等以外の支払保険料（※）」には「支払保険料の計（※）」の金額のうち、年末調整で控除を受けていない金額を入力します。
⑤「支払保険料の計（※）」の金額より「うち年末調整等以外の支払保険料（※）」の金額が大きい場合は、［入力検証］でエラーメッセージを表示します。（P.55 ①の判定欄参照）

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-3.所得税申告書
(2)画面イメージ

【対応後】所得税申告書＞控除額等＞配偶者・扶養等

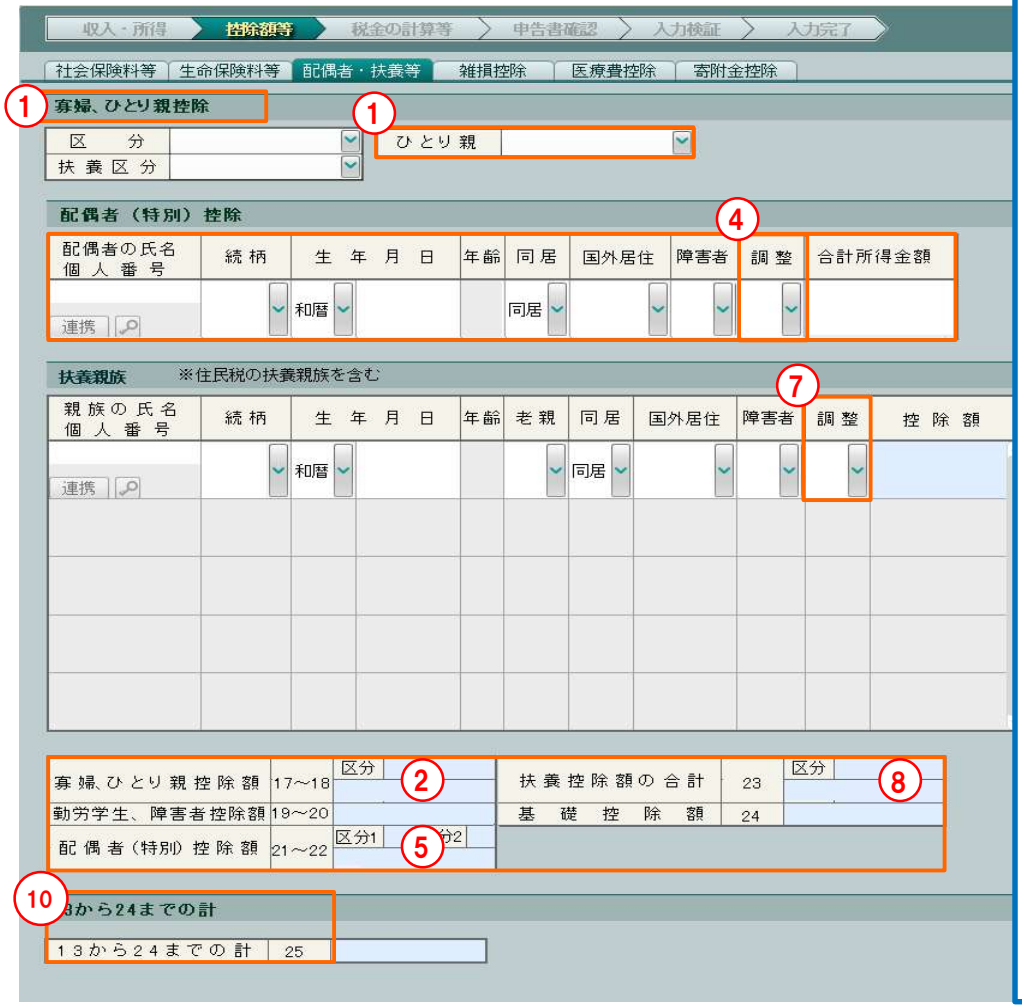

【寡婦、ひとり親控除】
①「寡婦、ひとり親控除」にタイトルを変更し、「ひとり親」（空欄／該当）の項目を追加します。
②「区分」「扶養区分」「ひとり親」および所得金額から「寡婦、ひとり親控除額」を計算し、区分および控除額を表示します。
③「ひとり親」欄で“該当”を選択している場合でも、「ひとり親控除」の条件を満たしていない場合は、ひとり親控除の対象外となります。

【配偶者（特別）控除】
④「調整」の項目を追加します。
⑤配偶者情報から、配偶者（特別）控除額を計算し、区分および控除額を表示します。
「調整」欄で“該当”を選択している場合、配偶者（特別）控除の対象外となります。
⑥「別居の場合の住所」の項目を削除します。

【扶養控除】
⑦「調整」の項目を追加します。
⑧扶養親族情報から、扶養控除額を計算し、区分および控除額を表示します。
「調整」欄で“該当”を選択している場合、扶養控除の対象外となります。
⑨［住所入力］ボタンを削除します。

【１３から２４までの計】
⑩項目番号変更に伴い、タイトルを変更します。

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-3.所得税申告書
(2)画面イメージ

【対応後】所得税申告書＞控除額等＞雑損控除

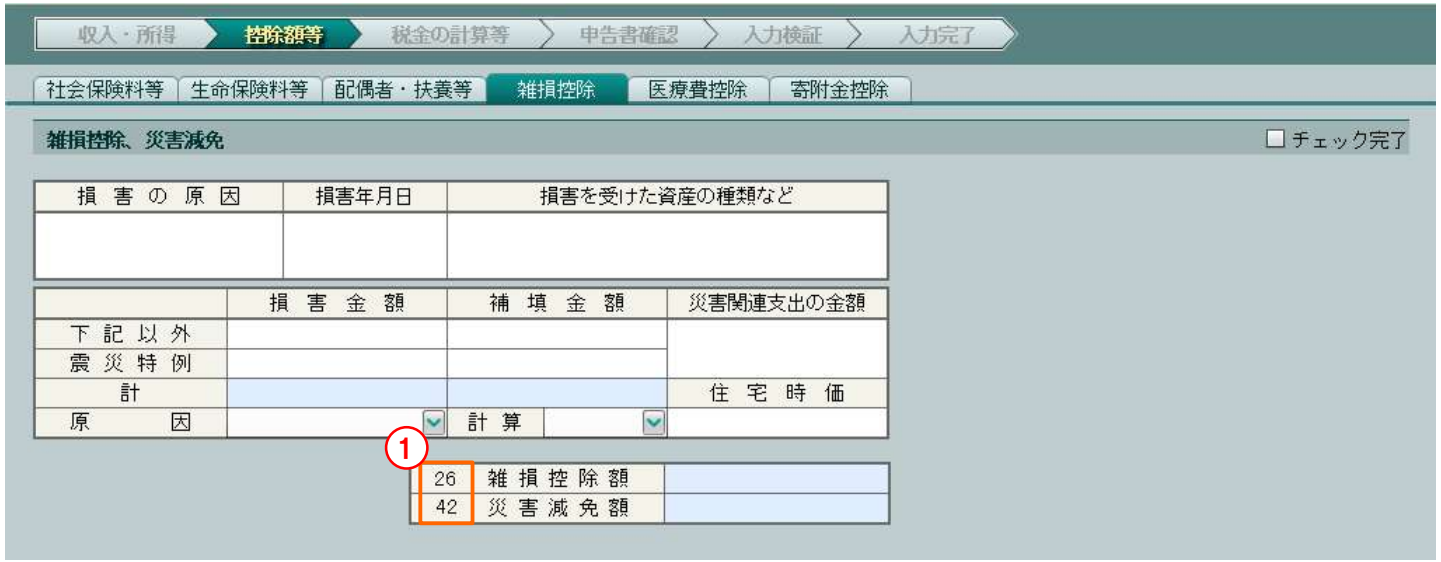

①「令和2年 所得税申告書B 第一表」に合わせ、項目番号を変更します。

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-3.所得税申告書
(2)画面イメージ

【対応後】所得税申告書＞控除額等＞寄附金控除

①「令和2年 所得税申告書B 第一表」に合わせ、項目番号を変更します。

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-3.所得税申告書
(2)画面イメージ

【対応後】所得税申告書＞税金の計算等＞税金の計算等

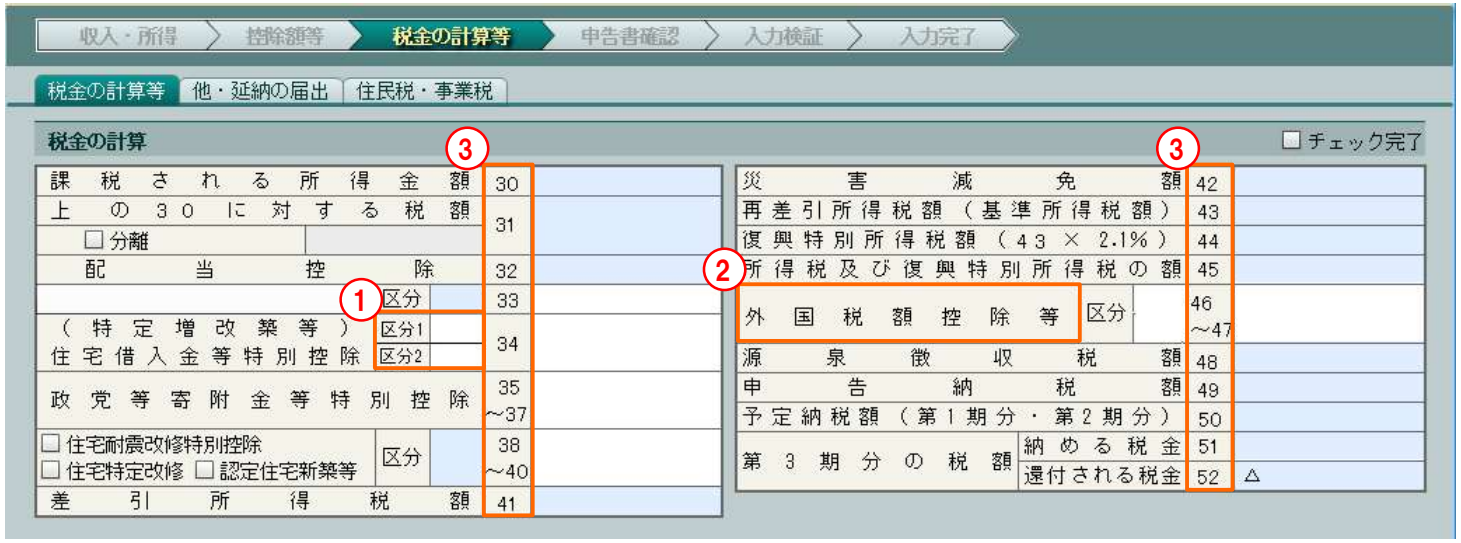

①「（「特定増改築等）住宅借入金等特別控除」欄の「区分」を「区分1」「区分2」に変更します。
②「外国税額控除」を「外国税額控除等」に項目タイトルを変更し、入力できる区分を１～3に変更します。
③「令和2年 所得税申告書B 第一表」に合わせ、項目番号を変更します。

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-3.所得税申告書
(2)画面イメージ

【対応後】所得税申告書＞税金の計算等＞他・延納の届出

①「公的年金等以外の合計所得金額」の項目を追加します。（強制入力可）
「公的年金等以外の合計所得金額」の金額は、雑所得（公的年金等）の収入金額がある場合に表示されます。
②「令和2年 所得税申告書B 第一表」に合わせ、項目番号を変更します。

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-3.所得税申告書
(2)画面イメージ

【対応後】所得税申告書＞税金の計算等＞住民税・事業税

①「令和2年 所得税申告書B 第二表」に合わせ、項目位置、項目タイトルを変更します。

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-3.所得税申告書
(2)画面イメージ

【対応後】所得税申告書＞申告書確認＞第一表

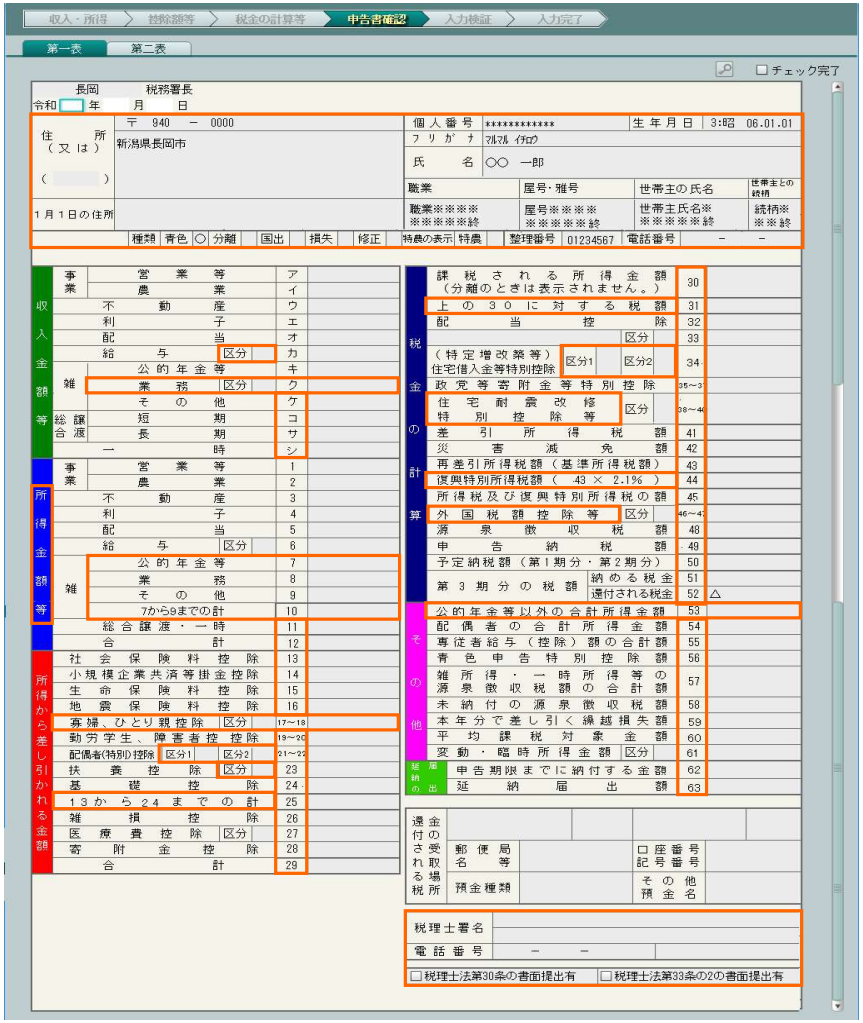

「令和2年 所得税申告書B 第一表」のレイアウトに合わせた画面に変更します。
- 項目タイトルの変更
- 項目の追加・削除
- 項目位置の変更　など

《主な変更内容を抜粋》
- 雑所得の収入金額欄に業務欄を追加し、雑所得の所得金額欄い「公的年金等」、「業務」、「その他」の各欄および合計欄「7～9までの計」を追加します。
- 給与所得の収入金額欄、雑所得の収入金額欄、寡婦控除・ひとり親控除欄、配偶者（特別）控除欄、扶養控除欄、住宅借入金等特別控除欄に区分を追加します。
- 寡夫控除を削除し、ひとり親控除を追加します。
- 公的年金等以外の合計所得金額欄を追加します。

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-3.所得税申告書
(2)画面イメージ

【対応後】所得税申告書＞申告書確認＞第二表

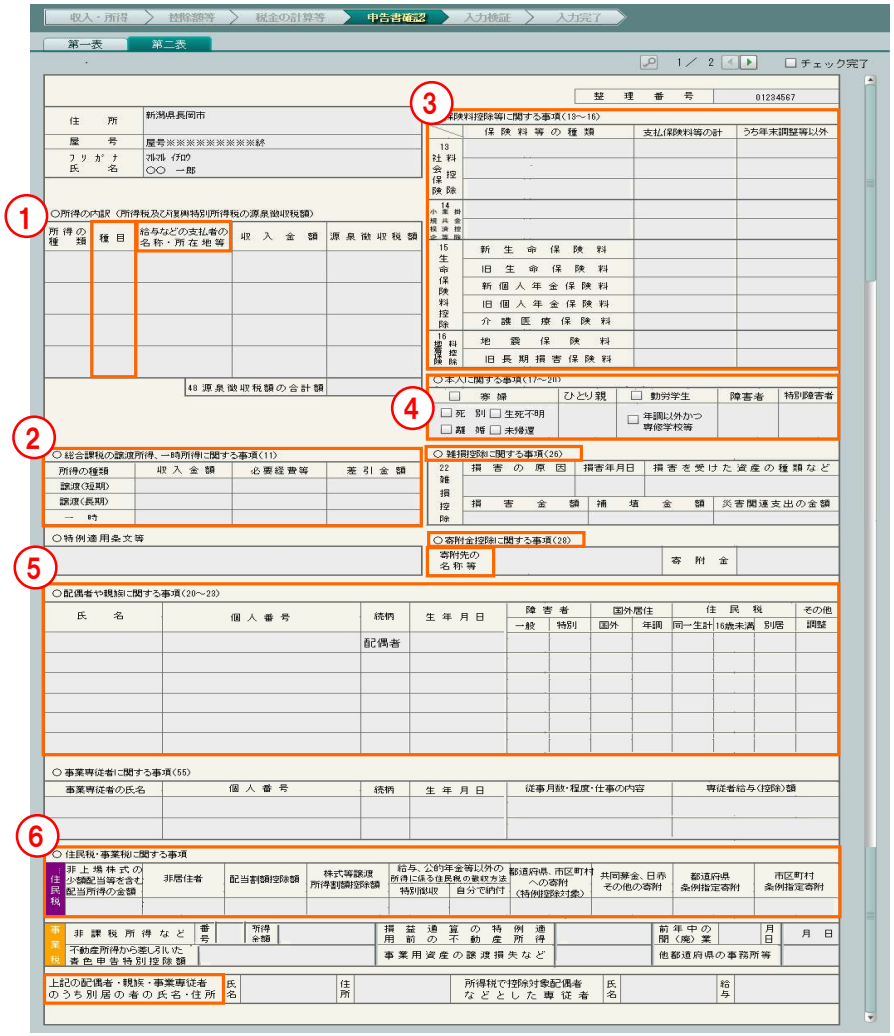

「令和2年 所得税申告書B 第二表」のレイアウトに合わせた画面に変更します。
- 項目タイトルの変更
- 項目の追加・削除
- 項目位置の変更　など

《主な変更内容を抜粋》
①「所得の内訳」に「種目」の項目が追加されます。
②総合課税の譲渡所得、一時所得を所得ごとに合計金額で出力されます。
③社会保険、小規模企業共済等、生命保険、地震保険に「うち年末調整等以外」の項目が追加されます。
④「ひとり親控除」が追加されます。
⑤配偶者および扶養親族に関する内容が同一欄に出力されます。
⑥住民税欄の項目タイトルが変更されます。
⑦医療費控除欄、障害者氏名欄が削除されます。

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-3.所得税申告書
(2)画面イメージ

【対応後】所得税申告書＞申告書確認＞第四表（一）

「令和2年 所得税申告書（損失申告用）第四表（一）」のレイアウトに合わせた画面に変更します。
①「76 分離課税の譲渡所得の特別控除額の合計額」
「77 上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額」の項目を追加します。（金額は非表示）
②項目タイトル、項目番号を変更します。

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-3.所得税申告書
(2)画面イメージ

【対応後】所得税申告書＞申告書確認＞第四表（二）

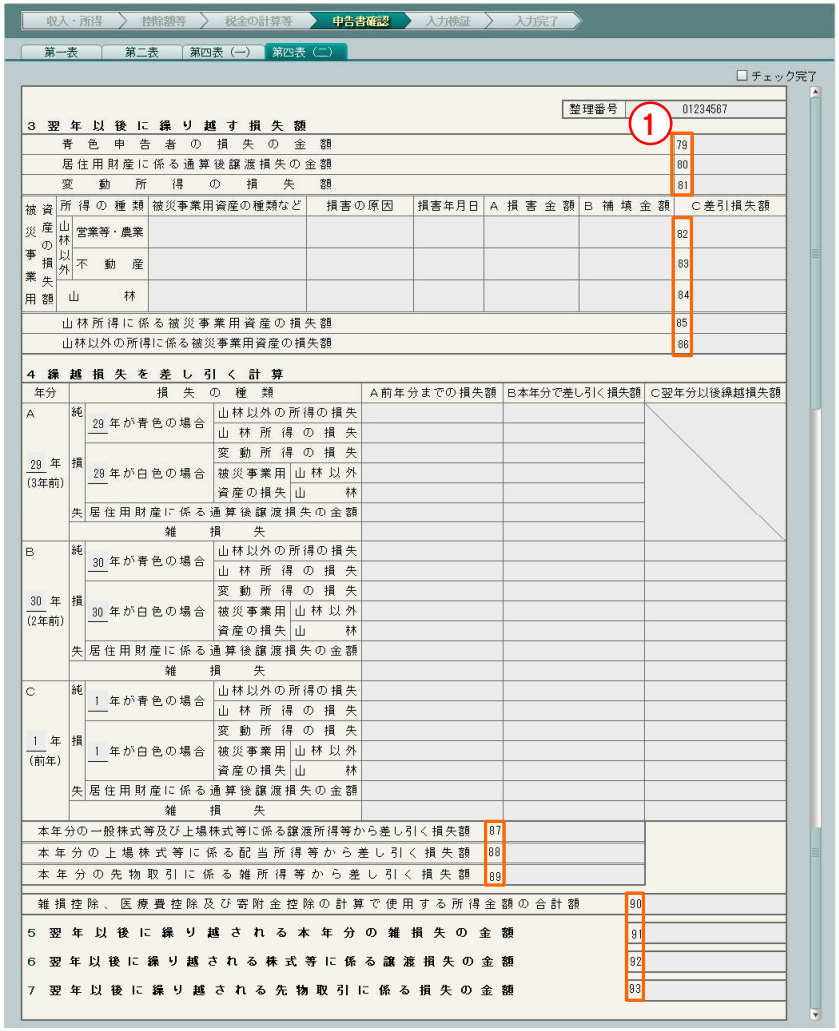

①「令和2年 所得税申告書（損失申告用）第四表（二）」のレイアウトに合わせ、項目番号を変更します。

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-3.所得税申告書
(2)画面イメージ

【対応後】所得税申告書＞入力検証　　※チェック判定ダイアログも同様

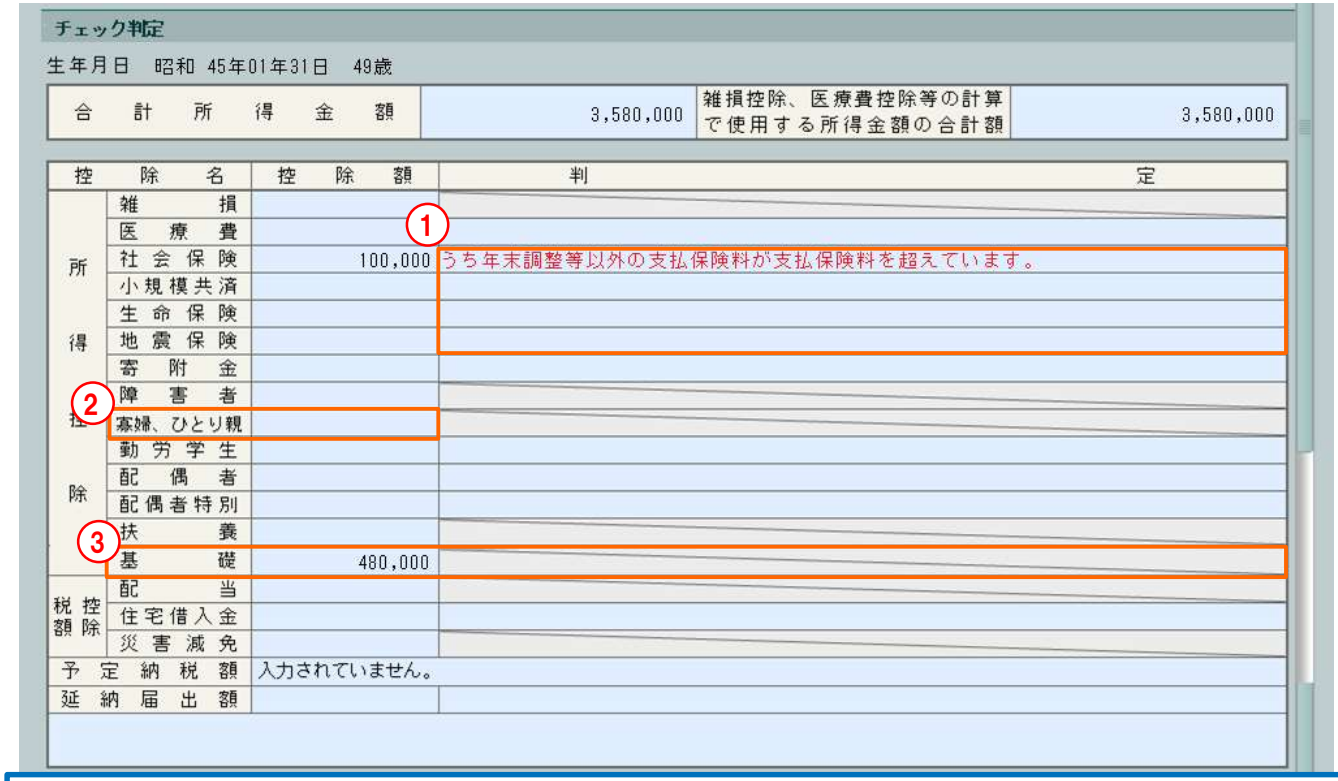

①「社会保険料控除」、「小規模企業共済等掛金控除」、「生命保険料控除」、「地震保険料控除」で、「支払保険料の計」の金額より「うち年末調整等以外の支払保険料」の金額が大きい場合は、各判定欄にエラーメッセージを表示します。
　“うち年末調整等以外の支払保険料が支払保険料の合計を超えています。”　（赤字）
②「寡婦・寡夫」を「寡婦、ひとり親」にタイトルを変更し、寡婦控除額またはひとり親控除額を表示します。
③「基礎」欄を追加し、基礎控除額を表示します。

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-3.所得税申告書
(3)帳票イメージ

確定申告書B 第一表

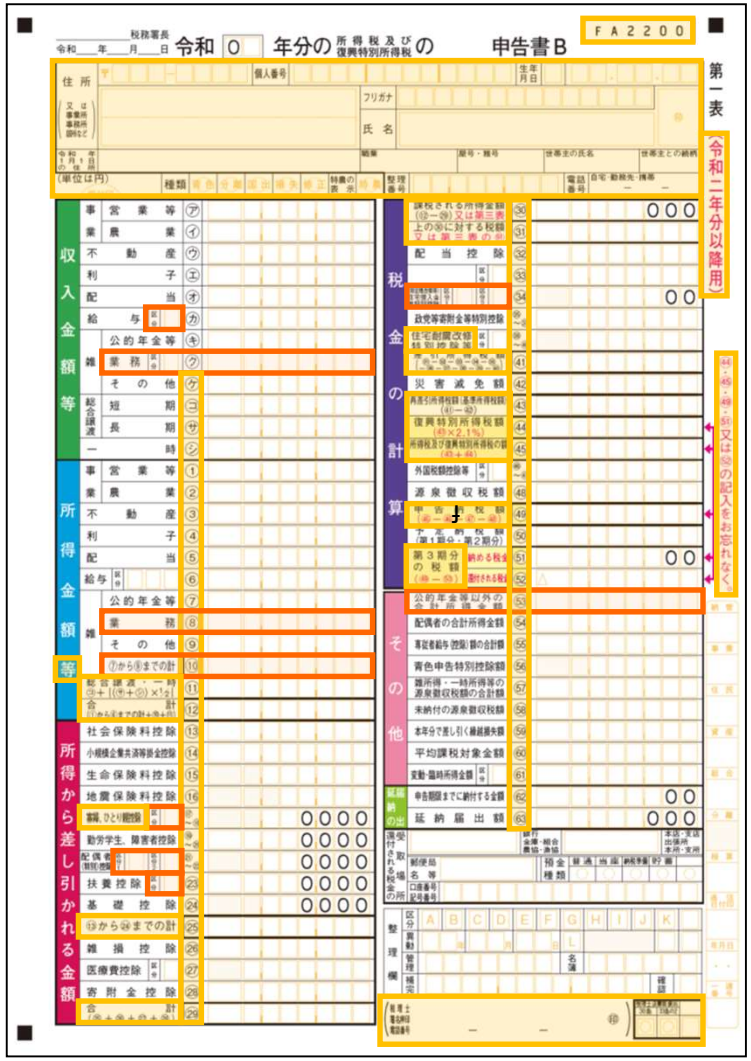

確定申告書B 第二表

追加箇所　変更箇所

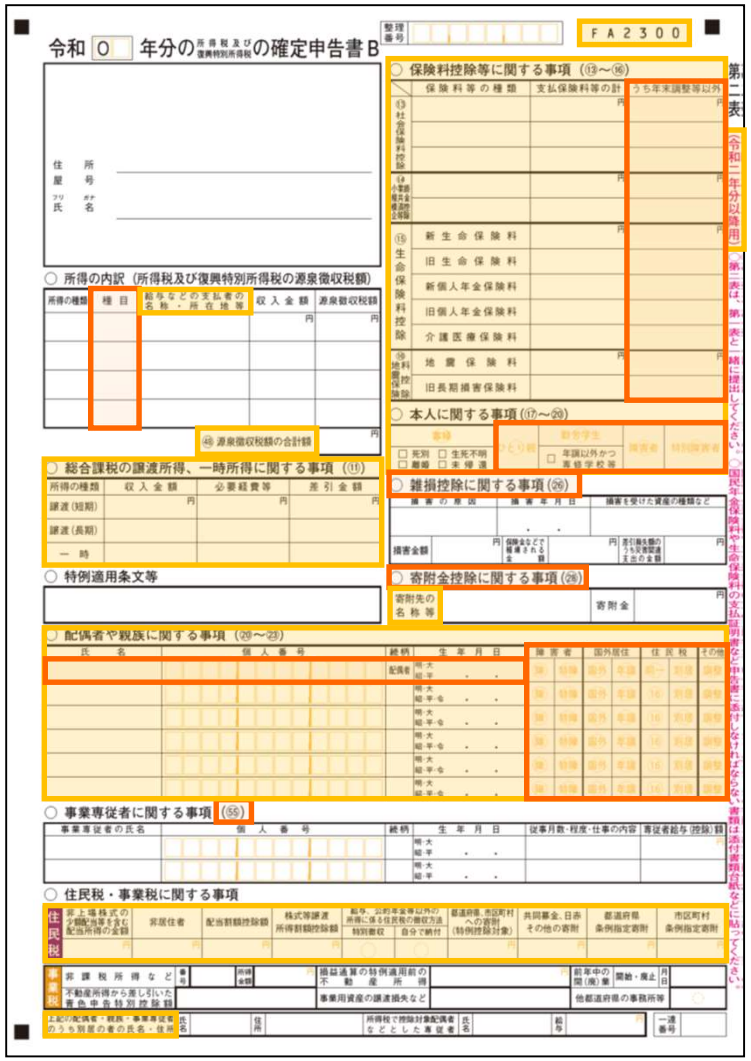

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-3.所得税申告書
(3)帳票イメージ

確定申告書（損失申告） 第四表（一）

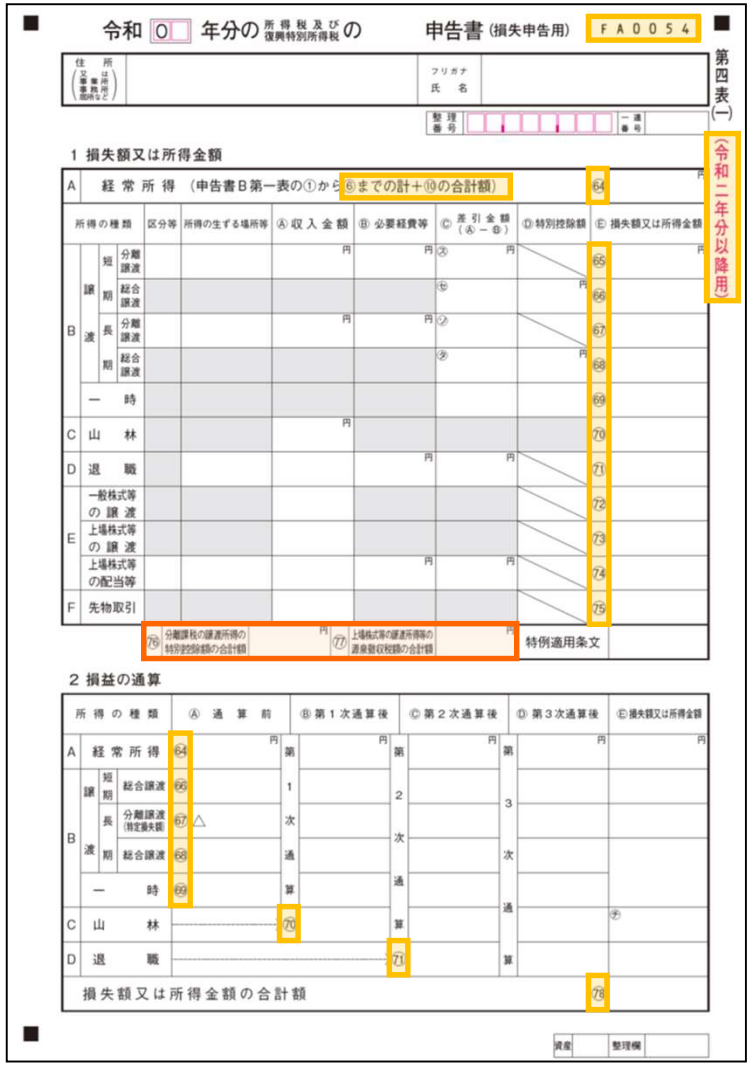

第四表（二）

追加箇所　変更箇所

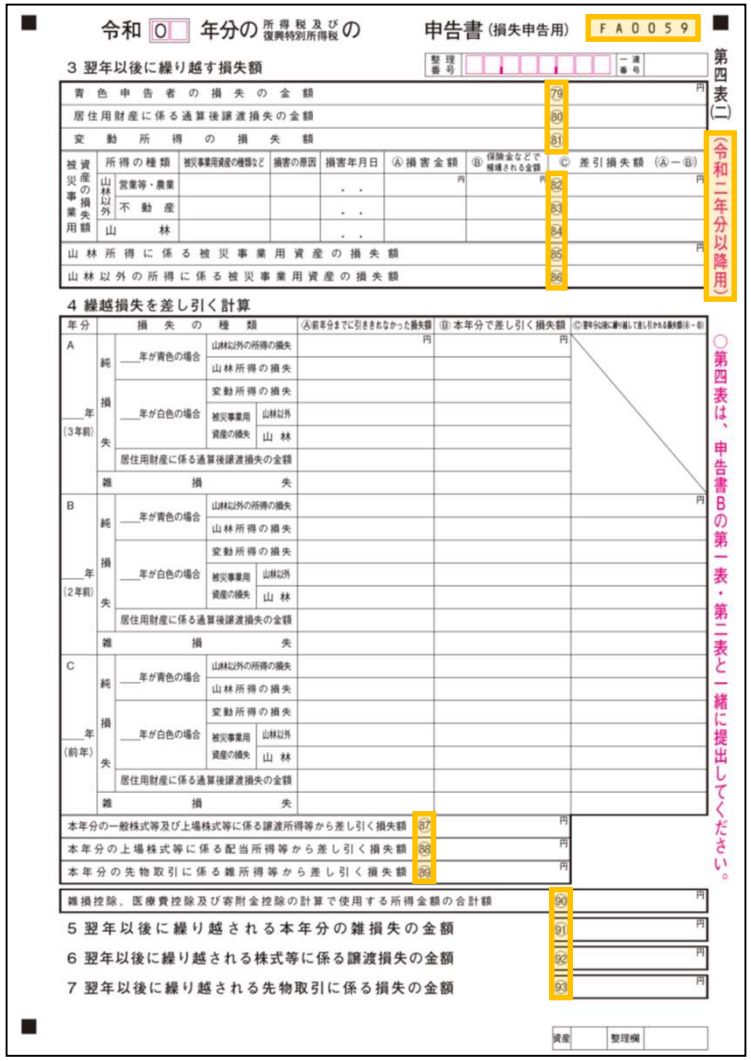

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-3.所得税申告書
(3)帳票イメージ

確定申告書（損失申告） 第四表付表（一）

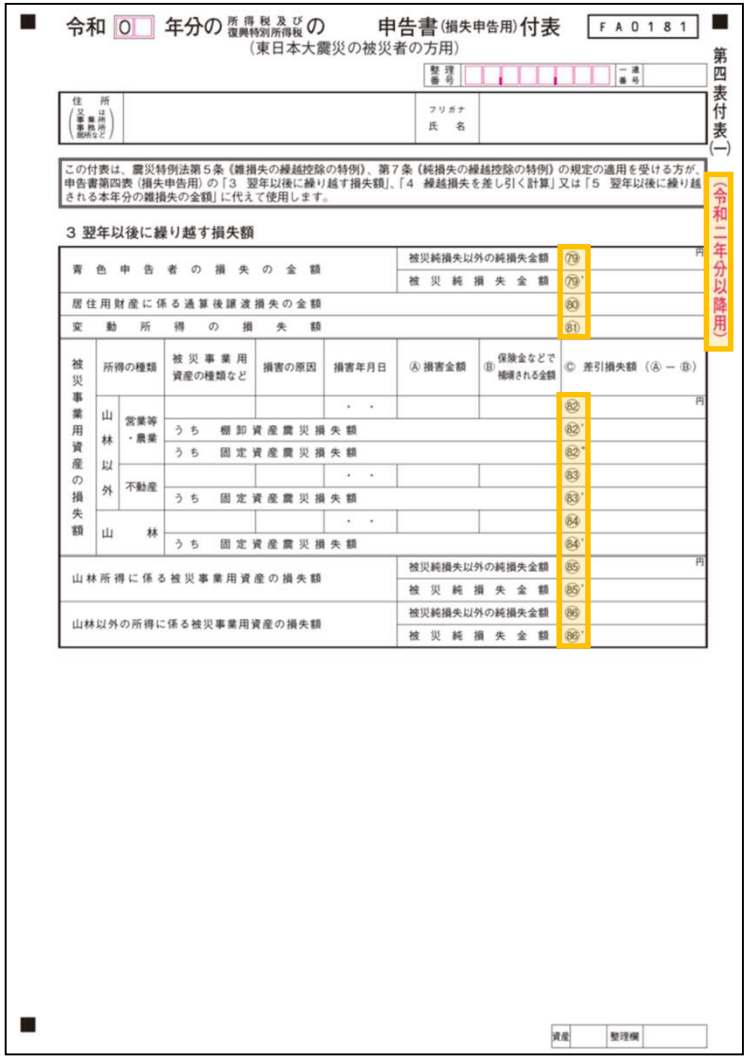

第四表付表（二）

追加箇所　変更箇所

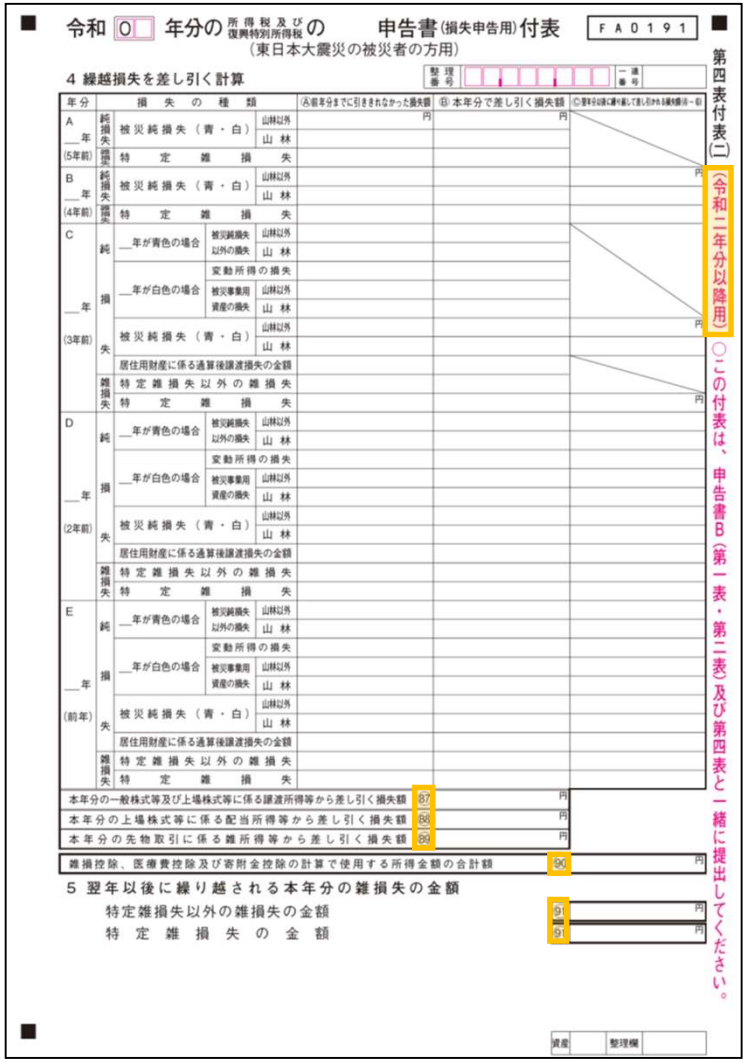

1.令和2年所得税改正対応（令和3年1月リリース予定）
1-4.電子申告

データ作成・送信＞データ抽出

特別控除限度額「55万円」のチェックを追加します。　※特別控除限度額「65万円」と同様の動作
青色申告特別控除限度額が「55万円」で、貸借対照表を「印刷しない」に設定している場合は、
電子申告データ抽出時にエラーとし、ログにエラーメッセージを出力します。

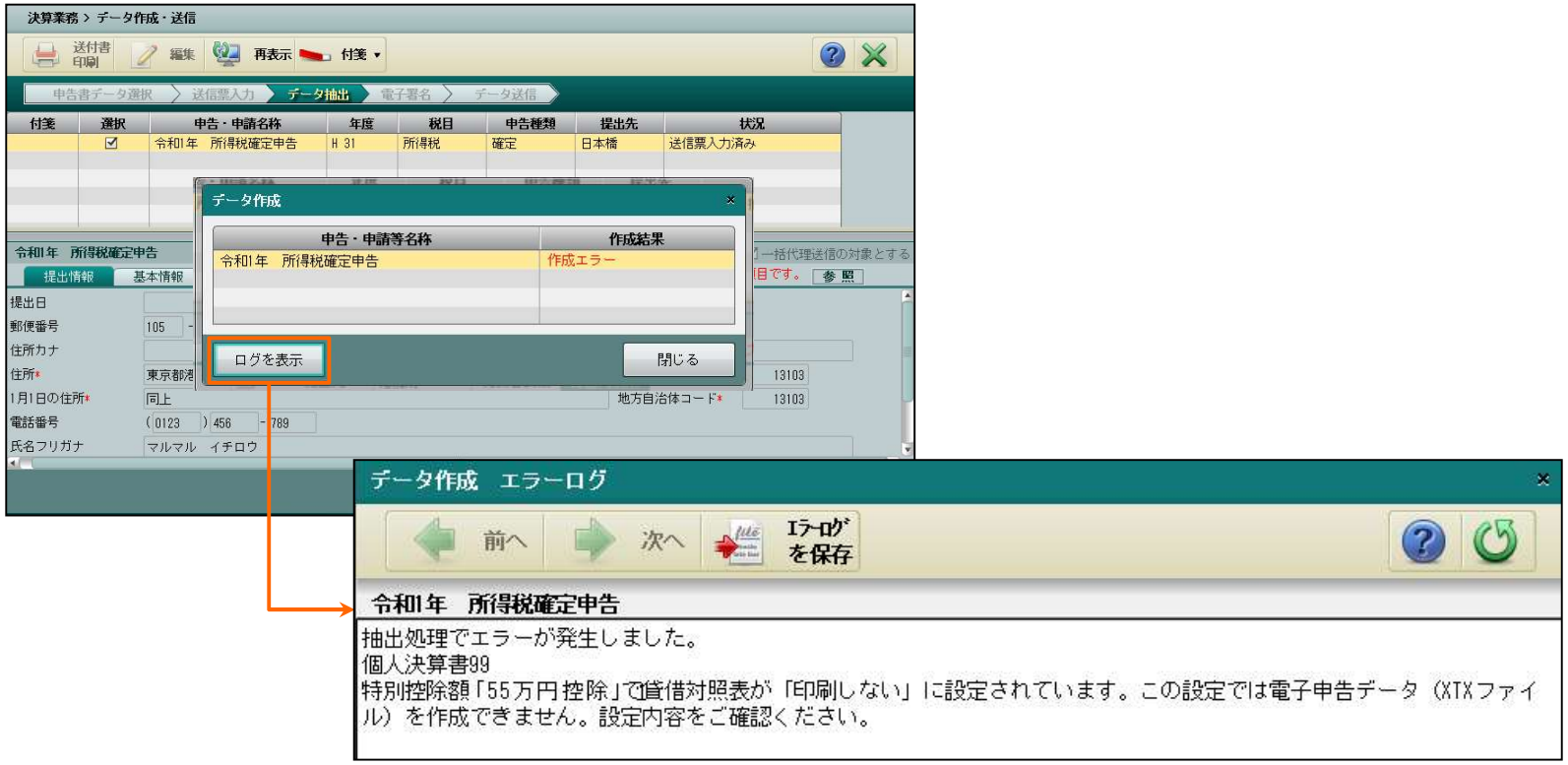

2.令和2年分税制改正対応版適用後の操作について

令和2年分税制改正対応版適用前に、令和2年の個人決算書または所得税申告書を先行入力している場合、入力済みのデータを令和2年分に対応させるため、以下の操作を行っていただく必要があります。

(1) 個人決算書

先行入力をしている事業者の条件	該当者	必要な対応
65万円の控除を受けるための条件を満たしていない場合	前年の特別控除限度額が「65万円」の事業者	・『個人決算書』＞［申告書選択］で、特別控除限度額を変更し、青色申告特別控除額を再計算します。個人決算書が入力完了（*1）されている場合は、自動で入力完了が解除され、青色申告特別控除額が再計算されます。
	新規事業者	
条件なし	すべて	・令和2年分のプログラム適用前に印刷した決算書（青色申告決算書/収支内訳書）では、申告できません。 ・決算書を印刷し直します。

（*1） 事業者選択時のバージョンアップでは、個人決算書の入力完了は解除されません。

(2) 所得税申告書

先行入力をしている事業者の条件	プログラム適用後のデータの状態	必要な対応
条件なし	・令和2年度の事業者データを選択した際に、入力済みのデータは、令和2年改正内容に合わせて更新されます。 ・更新できない項目があった場合（現時点では該当なし）は、その項目の値はクリアされます。 ・所得税申告書が入力完了されている場合は、バージョンアップにて入力完了が自動で解除されます。	・各画面の内容を確認し、必要に応じて再入力します。 ・申告書を確認します。